

礼記注疏訳注稿（七）— 曾子問第七（一）—

末永 高康

凡例

- 一 本稿は阮刻十三経注疏の礼記曾子問第七（篇首より三日衆主人節まで）に対する訳注稿である。ただし、音義および校勘記は省略してある。
- 二 底本は嘉慶二十年江西南昌府学開雕のいわゆる「阮刻十三経注疏本」を用いたが、南宋越刊八行本等により底本を一部改めた部分がある。
- 三 各部分の冒頭に底本における葉数・表裏・行数を示した。疏については適宜分割して経、注の後ろに割り当ててある。
- 四 十三経注疏からの引用については、「阮刻十三経注疏本」の巻葉数を 1-23（一卷二葉表三行）、4-56（四巻五葉裏六行）等の形で記しておいた。ただし、巻数、行数は省略した部分がある。

【疏】（一葉表三行）

正義曰、按鄭目錄云、名爲曾子問者、以其①所問、多明於禮、故著

姓名、以顯之。曾子、孔子弟子曾參。此於別録屬喪服。

①底本は「其」下に「記」字がある。『釈文』引くに従い「記」字を削る。鄭玄『礼記目錄』の多くは「名曰〇者、以其記……」で始まり、「其」が当該篇を指し、「記」が動詞で用いられているが、その形でこの部分を読むのは困難と思われる。なお、檀弓篇についても正義 6-123 引く『鄭目錄』が「名曰檀弓者、以其記人善於禮、故著姓名、以顯之」であるのに対し、『釈文』引くでは「記」字が無く、曾子問篇の場合と同様の形になっており、この「記」もまた衍字と思われる。

【書き下し文】

正義に曰く、按ずるに『鄭目錄』に云ふ、「名づけて曾子問と爲すは、其の問ふ所、多く礼に明らかなるを以て、故に姓名を著はして、以て之を頭らかにす。曾子は、孔子の弟子曾参なり。此れ『別録』に於ては喪服に属す」と。

【現代語訳】

正義に曰く、按ずるに『鄭目錄』では、「曾子問と名づけたのは、

その質問が、多く礼に明らかであるので、その姓名を（篇名に）著わして、これを顕彰したものだ。曾子は、孔子の弟子の曾参のこと。この篇は『別録』においては喪服に属している」と言っている。

【經】（一葉表五行）

曾子問曰、君薨而世子生、如之何。

【書き下し文】

曾子問ひて曰く、君薨じて世子生まる①、之を如何せん、と。

① 諸侯の死を「薨」と表現することについては、『礼記』曲礼下 5-21a 「天子死曰崩、諸侯曰薨、大夫曰卒、士曰不祿、庶人曰死」参照。その注 21a7 に「異死名者、爲人褻其無知、若猶不同然也。自上顛壞曰崩。薨、顛壞之聲。卒、終也。不祿、不終其祿。死之言漸也、精神斯盡也」とある。なお、曾子問では下文 18-20b 「吾聞諸老聃曰、天子崩、國君薨、則祝取羣廟之主、而藏諸祖廟、禮也」でも、この曲礼での呼称に従った形になっている。

【現代語訳】

曾子が質問して言う、「君主が薨じて（葬儀の最中に）世子が生まれた場合は、どのようにするのですか」と。

【疏】（一葉裏五行）

○正義曰、此一節論君薨而世子生、告殯之事。各隨文解之。○君薨而世子生者、按聘禮云、子即位不哭。公羊云、君存、稱世子。君薨、

稱子某。此既君薨、仍稱世子者、以其別於庶子、又用世子之禮告殯、故雖君薨、猶稱世子、異於春秋之例。按左傳桓六年、子同生。賈杜注云、不稱大子者、書始生。此亦始生而稱世子者、彼爲父在始生未命、故直云子。此是君薨初生、則舉以世子之禮、故云世子也。熊氏云、下稱奠幣于殯東、則此告世子生、謂既殯以後。若未殯之前、則世子生、亦不告。

【書き下し文】

○正義に曰く、此の一節、君薨じて世子生れ、殯に告ぐるの事を論ず。各おの文に随ひて之を解す。○「君薨じて世子生まる」とは、按ずるに聘礼に云ふ、「子、位に即きて、哭せず」と①。『公羊』に云ふ、「君存すれば、世子と称す。君薨すれば、子某と称す」と②。此れ既に君薨じて、仍ほ世子と称するは、其の庶子より別ち、又た世子の礼を用て殯に告ぐるを以て、故に君薨ずと雖も、猶ほ世子と称し、『春秋』の例に異なれり。按ずるに『左伝』桓六年に、「子同生ず」と。賈杜注に云ふ、「大子と称せざるは、始めて生まるるを書せばなり」と③。此れも亦た始生にして世子と称するは、彼れ父在りて始めて生まるるに未だ命せざるが爲に、故に直だ子と云ふ。此れ是れ君薨じて初めて生まるれば、則ち挙ぐるに世子の礼を以てす、故に世子と云ふなり。熊氏云ふ、「下 1b2 に「幣を殯の東に奠く」と称すれば、則ち此の世子生まるるを告ぐるは、既に殯して以後を謂ふ。若し未だ殯せざるの前なれば、則ち世子生まるるも、亦た告げず」と。

① 『儀礼』聘礼の、聘に出た後に本国の君が薨じた時の礼を

記す部分 23-14a に「子即位、不哭」と見えている。その部分の鄭注 14a3 では、「子」を記されていることについて、「不言世子者、君薨也」と解している。

②『公羊伝』莊公三十二年 9-10b 「冬、十月乙未、子般卒。子卒云子卒、此其稱子般卒何。君存稱世子（注 10b3：明當世父位爲君）、君薨稱子某（注 10b5：緣民臣之心、不可一日無君、故稱子某、明繼父也。名者、尸柩尚存、猶以君前臣名也。）、既葬稱子（注 10b7：不名者、無所屈也。緣終始之義、一年不二君、故稱子也）、逾年稱公（注 10b9：不可曠年無君）。」この部分の何休注については、『公羊伝』文公九年 13-16b 「踰年稱公矣、則曷爲於其封内三年稱子。緣民臣之心、不可一日無君。緣終始之義、一年不二君、不可曠年無君。緣孝子之心、則三年不忍當也」参照。

③『左氏伝』桓公六年伝 6-21b にも「九月丁卯、子同生。以大子生之禮舉之」と見えるが、(1)は経 6-16a 「九月丁卯、子同生」に対する注 16a5 「桓公子莊公也。十二公唯子同是適夫人之長子、備用大子之禮、故史書之於策、不稱大子者、書始生也。」その疏 16a6 に「適妻長子、於法當爲大子、故以大子之禮舉之。由舉以正禮、故史書於策。古人之立大子、其禮雖則無文、蓋亦待其長大、特加禮命、如今之臨軒策拜。始生之時、未得即爲大子也。以其備用正禮、故書其生。未得命、故不言大子也」とある。なお、『礼記』内則疏 28-15b5 引く杜注では「不云世子、書始生」となっており、こちらの方がここでこの疏の議論に適合的である。また、この賈逵注『春秋左氏解詁』

は他処での引用は無いようである。

【現代語訳】

○正義に曰く、この一節は、君が薨じた後に世子が生れ、(亡君の) 殯に(世子が生まれたことを) 告げる事について論じている。それぞれ文に随って解釈していく。○「君薨じて世子生まる」とは、按ずるに『儀礼』聘礼に、「聘に出た後に本国の君が薨じた場合、使者の復命に際して、亡君の太子である(子)は、(阼階上の君)位に即いているが、(静肅を保って) 哭しない」と言っているし、『春秋公羊伝』でも、「君が存命の場合は、世子と称し、君が薨じた後は、子某(なにがし)と称す」と言っている(から、ここでも「子(某)」と称されるべきである)。(なのに)ここでは既に君が薨じているのに、なお「世子」と称しているのは、(ひとつは)これを庶子から区別するためであり、また(ここでは)世子の礼によって(亡君の)殯に告げるので、君が薨じた後ではあるが、なお「世子」と称しているのであって、『春秋』の例とは異なるのだ。按ずるに『春秋左氏伝』桓公六年に、「子同生ず(子の同が生まれた)」とあって、賈逵や杜預の注に、「(ここで)大子(＝太子)と称していないのは、始めて(太子が)生まれたのを書したのであり、この子が本来に後継ぎとなるかはまだわからない)からである」と言っている。この曾子問篇でもまた始めて(太子が)生れたのに(左氏伝)と異なり「子(某)」と称さずに「世子」と称しているのは、『左氏伝』では父が存命で始めて(太子が)生まれたのだが、まだ(後継者に)命じていないがために、ただ「子」と云うのに対

し、この曾子問篇では君が薨じて後に初めて(太子が)生まれたので(この子が後継者であることはすでに明らかで)あるから、世子の礼によって(亡君の殯に告げる事を)行うのであって、それ故に「世子」と呼ぶのである。熊安生は、「下文で「幣を殯の東に奠(お)く」と言っているから、ここで世子が生まれたことを告げるといのは、既に(亡君を)殯して以後(に世子が生まれた場合に)ついで言うのだ。もしまだ(亡君を)殯する前であれば、世子が生まれたとしても、(亡君に)告げることはしないのだ」と言っている。

【疏・つづき】(一葉裏五行)

凡天子諸侯稱世子、春秋經稱王世子、曹世子、是也。卿大夫以下謂之適子。喪服云、大夫之適子、是也。若在喪、諸侯之子亦稱適子。檀弓云、君之適長殤、是也。天子諸侯亦謂之適子、則王制云、王太子、及檀弓云、太子申生、是也。冢子則上下通名、故内則云、其非冢子、則皆降一等。注則言天子以下至庶人、是其通名也。其春秋三傳世子之例、煩而不要、今所不用也。

【書き下し文】

凡そ天子諸侯は世子と称す。『春秋』經に王世子、曹世子と称す、是れなり①。卿大夫以下は之を適子と謂ふ。喪服に云ふ、「大夫の適子」と、是れなり②。若し喪に在れば、諸侯の子も亦た適子と称す。檀弓に云ふ、「君の適長殤」と、是れなり③。天子諸侯、亦た之を太子と謂ふは、則ち王制に云ふ、「王太子」と④、及び檀弓に云ふ、「太子申生」と、是れなり⑤。冢子は則ち上下の通名、故に

内則に云ふ、「其の冢子に非ざれば、則ち皆な一等を降す」と。注は則ち「天子以下庶人に至るまで、是れ其の通名なり」と言ふ⑥。其れ『春秋』三伝世子の例は、煩にして要ならず⑦、今用ひざる所なり。

①『春秋』(左氏経で示す)僖公五年 12-17a「王世子于首止」、桓公九年 7-4b「曹伯使其世子射姑來朝」参照。『春秋』經には諸侯の「世子」が頻出する。

②『儀礼』喪服(齊衰不杖期) 30-10a「大夫之適子爲妻。傳曰、何以期也。父之所不降、子亦不敢降也。何以不杖也。父在、則爲妻不杖。」「大夫之適子」の語は礼経では他に『礼記』喪服小記 32-12a、雜記上 40-10a、服問 57-2bにも見えている。

③『礼記』檀弓下 9-1a「君之適長殤車三乘、公之庶長殤車一乘、大夫之適長殤車一乘。」「長殤」については『儀礼』喪服 3-14a「年十九至十六爲長殤、十五至十二爲中殤、十一至八歳爲下殤」参照。

④『礼記』王制 13-2a「王太子、王子、羣后之太子、卿大夫元士之適子、國之俊選、皆造焉。」注 2a8「皆以四術成之。王子、王之庶子也。羣后、公及諸侯。」

⑤檀弓も含めて『礼記』には「太子申生」の語は見えない。『礼記』檀弓上 6-14bに「晉獻公將殺其世子申生」とあり、下文においても「世子」で受けている。なお「申生」については、『春秋』経では僖公五年(左伝 12-16a、公羊伝 10-16b、穀梁伝 7-12a)に「晉侯殺其世子申生」と「世子」の例のみ見え、『公羊伝』僖公十年伝 11-6b「於是殺世子申生」、『穀梁伝』僖九年伝 8-6b

「不正其殺世子申生而立之也」も経に準ずる。『左氏伝』では莊公二十八年伝 10-13a 「生秦穆夫人及太子申生」 閔公元年伝 1-3a 「太子申生將下軍」 同二年伝 1-11a 「晉侯使太子申生伐東山臯落氏」 僖公五年伝 12-19b 「晉侯使以殺太子申生之故來告」と「大（太）子」のみが用いられている。

⑥『礼記』内則 28-12b 「凡接子擇日、冢子則大年（注 12b7：天子世子也。冢、大也。冢子猶言長子、通於下也）、庶人特豚、士特豕、大夫少牢、國君世子大牢（注 12b8：皆謂長子）。其非冢子、則皆降一等（注 12b9：謂冢子之弟、及衆妾之生子也。天子諸侯少牢、大夫特豕、士特豚、庶人猶特豚也。）」 「冢子」の語は内則 27-16b 「父没母存、冢子御食（注 6b9：御、侍也。謂長子侍母食也）」、『春秋左氏伝』閔公二年伝 1-11b 「里克諫曰、太子奉冢祀社稷之粢盛（注：冢、大也）、以朝夕視君膳者也、故曰冢子」にも見えている。

⑦『春秋』経および『公羊伝』『穀梁伝』では「世子」、『左氏伝』では「大（太）子」が用いられるのが原則である。『左氏伝』桓公九年 7-4b 「曹伯使其世子射姑來朝」 疏 4b9 「諸經稱世子及衛世叔申、經作世字、傳皆爲大。然則古者、世之與大、字義通也」参照。この疏で言及される「衛世叔申」は昭公三十二年経（左伝 53-22a、公羊伝 24-21b）に見え、『穀梁伝』昭公三十二年経 18-14b では「衛太叔申」となっている。なお、『左氏伝』昭公八年 44-23b 「書曰、陳侯之弟招殺陳世子偃師、罪在招也」に「世子」の語が見えるが、これは引用元の表現をそのまま用いたものであろう。

【現代語訳】

およそ天子諸侯（の嫡子）は「世子」と称する。『春秋』経に「王世子」、「曹世子」と称するのが、その例だ。卿大夫以下は「適子」と言う。『儀礼』喪服で、「大夫の適子」と言うのが、その例だ。（嫡子の）喪に服する場合には、諸侯の子であっても「適子」と称する。『礼記』檀弓で、「君の適長殤」と言うのが、その例だ。天子諸侯（の嫡子）について、また「太子」と呼ぶのは、『礼記』王制で、「王の太子」と言い、（同）檀弓で、「太子の申生」と言うのが、その例だ。「冢子」というのは、上下の通名で、だから『礼記』内則で、「冢子でない場合には、みな（犠牲の等級を）一等級つ降す」と言い、その注に「天子以下庶人に至るまで、冢子は嫡子の通名である」と言っているのだ。『春秋』三伝における「世子」の例は、煩雑で要点がはっきりしないから、今ここで（嫡子の呼称の）用例とはしないのだ。

【経】（一葉表五行）

孔子曰、卿大夫士從攝主、北面於西階南。

「書き下し文」

孔子曰く、卿大夫士、攝主に従ひ、西階の南に北面す。

【現代語訳】

孔子は言われた、卿大夫士は、（国政を代行する）攝主に従って、西階の南に北面して立つ。

【注】（一葉表六行）

變於朝夕哭泣也。攝主、上卿代君聽國政。

〔書き下し文〕

朝夕の哭泣を變ずるなり。攝主は、上卿の君に代はりて國政を聴くものなり。

〔現代語訳〕

（通常の）朝夕の哭泣を變じたのだ。「攝主」は、上卿で、（亡くなった）君主の代わりに國政を取り仕切る者だ。

【疏】（二葉表二行）

○此論卿大夫士等皆衣衰服也。攝主、上卿代國政者。卿大夫士等、皆衣衰服北面。文不言者、以下文云、大祝裨冕、明卿大夫士①等不裨冕也。

①底本は「士」字を欠く。『影印南宋越刊八行本礼記正義』（北京大学出版社、二〇一四年・以下「八行本」と省略）により「士」字を補う。

〔書き下し文〕

○此れ卿大夫士等皆な衰服を衣るを論ずるなり。攝主は、上卿の國政を代はる者なり。卿大夫士等、皆な衰服を衣て北面す。文、言はざるは、下文に「大祝裨冕す」と云ふを以て、明らかに卿大夫士等、裨冕せざればなり。

〔現代語訳〕

○これは卿大夫士等がみな（喪服の）衰服を身に付けることを論

じたものだ。「攝主」は、上卿で國政を代行する者のことだ。卿大夫士等は、みな衰服を身に付けて北面して立つ。經文で、（衰服について）言っていないのは、下文で「大祝は裨冕を身に付ける」と言っていて、卿大夫士等が裨冕を身に付けない（で君主に対する通常の喪服である衰服を身に付ける）のは明らかだからである。

【疏（注に対する）】（二葉表四行）

①○正義曰、按喪大記云、君之喪、既正尸、卿大夫父兄子姓立于東方。又士喪禮、朝夕哭、丈夫即位于門外、西面北上。外兄弟在其南、南上。賓繼之、北上。若其門内位、主人堂下直東序西面。兄弟皆即位如外位。卿大夫在主人之南。是朝夕内外哭泣、皆在東方也。今乃從攝主、北面於西階南、故云、變於朝夕哭泣也。必於西階南者、以將告殯、近殯位故也。若君喪大斂、喪大記云、卿大夫即位于堂廉楹西北面者、彼斂故升堂、非朝夕哭泣。此爲告世子生、故在堂下。

①この部分の標起止は「於西階南、注變於朝夕哭泣也」となっており、疏の体例よりすれば「於西階南」は不要と思われるが、八行本においてもこの四字がある。あるいは本文の「於西階南」に対する疏もここに含まれているのかも知れないが、ここでは一括して注に対する疏と見なしておく。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、按ずるに喪大記に云ふ、「君の喪、既に尸を正さば、卿大夫、父兄子姓、東方に立つ」と①。又た士喪礼に、「朝夕哭すに、丈夫は位に門外に即き、西面して北を上とす。外兄弟は其の南

に在りて、南を上とす。賓、之に継ぎ、北を上とす」と②。其の門内の位の若きは、「主人、堂下に東序に直り西面す。兄弟皆な位に即くこと外の位の如くす。卿大夫は主人の南に在り。」③是れ朝夕内外の哭位、皆な東方に在るなり④。今乃ち撰主に従ひ、西階の南に北面す、故に「朝夕の哭位を變ずるなり」と云ふ。必ず西階の南に於てするは、將に殯に告げんとして、殯位に近づくを以ての故なり⑤。君喪大斂の若きは、喪大記に「卿大夫、位に堂廉楹西に即きて北面す」と云ふは⑥、彼れ斂するが故に堂に升り、朝夕の哭位に非ず。此れ世子生まるるを告ぐるが為に、故に堂下に在り。

①『礼記』喪大記 44-5b 「既正戸、子坐于東方、卿大夫父兄子姓立于東方。」注 5b 「正戸者、謂遷戸牖下南首也。子姓、謂衆子孫也。姓之言生也。其男子立於主人後、女子立於夫人後。」疏 5b 「此經明人君初喪、子及夫人以下哭位也。」（喪大記のこの部分に「君の喪」の語は見えていないが、下文 6a に「大夫之喪」「士之喪」の記述が続くことから、疏はこれを「君」の喪としてゐる。）

②『儀礼』士喪礼 37-11b 「朝夕哭、不辟子卯。」（注 11b8：既殯之後、朝夕及哀至乃哭、不代哭也。）婦人即位于堂、南上哭。丈夫即位于門外、西面北上。外兄弟在其南、南上。賓繼之、北上。門東、北面西上。門西、北面東上。西方、東面北上。主人即位、辟門。（注 12a5：外兄弟、異姓有服者也。辟、開也。）

③『儀礼』士喪礼 37-12b 「主人堂下直東序西面。兄弟皆即位如外位。卿大夫在主人之南。」

④『儀礼』士喪礼には「士」の朝夕の哭位は記されていない。

胡培翬『正義』は張惠言『詁儀礼記』の「此不見西方之賓、據經云卿大夫在主人之南、則士在西方可知」を引き、「今案、不言士者、省文、張說是」としてこれを正しいとする。池田訳注図（『儀礼IV』別冊 p.8）、川原積玖第九冊 p.212 も士の哭位を西階下東面としてゐる。ちなみに、士喪礼 37-12a では賓の「外位」について「賓繼之北上、門東北面西上、門西北面東上、西方東面北上」と記し、敖継公は「以下文考之、則此東方之賓、卿大夫也。門東、諸公也。門西、他國之異爵者也。然則西方者、其士歟」と言い、胡培翬『正義』もこれを引いて、「今案、敖氏以西方爲士位、亦是」とこれを正しいとする。

士の「内位」を西方に置くのは、この「外位」に倣つたもの。ただし、ここでの曾子問の記述が鄭注の言うように「朝夕の哭位を變じた」ものであるならば、士の哭位もまた東方に位置していたと観念されていたことになる。

⑤殯の位置については、『礼記』檀弓上 7-12b に「周人殯於西階之上、則猶賓之也」とあり、『儀礼』士喪礼 37-2a 「掘埴見衽」注 2a6 でも「埴、埋棺之坎者也。掘之於西階上」と言われている。

⑥『礼記』喪大記 45-5b 「君將大斂、子弁絰、即位于序端。卿大夫即位于堂廉楹西、北面東上。」疏 6a1 「卿大夫即位于堂廉楹西者、卿大夫、謂羣臣也。堂廉、謂堂基南畔、廉陵之上。楹、謂南近堂廉者。子位既在東序端、故羣臣列於基上東楹之西也。案（梁・何胤『礼記』隱義）云、堂廉、即堂上近高雷爲廉也。」

【現代語訳】

○正義に曰く、(朝夕の哭位については)按ずるに(『礼記』喪大記に、「君の喪では、既に遺骸(の位置)を正(して)牖(まど)の下に遷して頭を南に)したならば、卿大夫と、(死者の)父兄やもろもろの子孫は、東方に(位置して)立(つ)と云う。また(『儀礼』士喪礼に、「朝夕に哭すには、丈夫(同姓の男の親族)は(廟)門外の(東の)位に即いて、西面して北を上手とする。(異姓の)外兄弟はその南にいて、南を上手とする。(弔)賓(の卿大夫)がこれに継ぎ、北を上手とす」とある。(廟)門内の位については、「主人は、堂下の東序(のライン)に直つて西面する。(同姓、異姓の)兄弟はみな位に即くの門外の位のように即く。卿大夫は主人の南にいる」とある。これらは朝夕の(廟門)内外の哭位が、みな東方に在ることを示している。今はかえつて撰主に従つて、西階の南で北面する。だから「朝夕の哭位を変じたのだ」と言うのだ。必ず西階の南で行うのは、これから(亡君の)殯に(子の生まれたのを)告げるので、(西階の上の)殯位に近づくかなければならないからである。君喪の大斂については、喪大記に「卿大夫は、堂の廉(かど)楹(はしら)の西の位に即いて北面する」と言っているが、それは(大)斂のために堂に升る(時の位な)のであって、朝夕の哭位ではないのだ。ここでは世子が生まれたのを告げるのであるから、堂下にいるのだ。

【経】(一葉表七行)

大祝裨冕執束帛、升自西階、盡等不升堂、命母哭。

【書き下し文】

大祝裨冕①して束帛を執り、升るに西階自りし、等を尽くして堂に升らず、哭する母れと命ず。

- ①「裨冕」は經典類では他に本章下文366、『礼記』玉藻29-6a「諸侯」裨冕以朝」注6a10「朝天子也。裨冕、公衮、侯伯鷩、子男毳也」、楽記39-14a「裨冕摺笏」注14a5「裨冕、衣裨衣而冠冕也。裨衣、衮之屬也」の例が見えるだけである。

【現代語訳】

大祝は裨冕を身に付けて(亡君の神にささげる)束帛を執り持ち、西階から升つて、階の最上までは升るが堂には升らず、(そこで)「哭するなかれ」と命ずる。

【注】(一葉表八行)

將有事、宜清靜也。裨冕者、接神則祭服也。諸侯之卿大夫所服裨冕、絺冕也、玄冕也。士服爵弁服。大祝裨冕、則大夫。

【書き下し文】

將に事有らんとすれば、宜しく清靜なるべし。裨冕とは、神に接すれば則ち祭服するなり。諸侯の卿大夫服する所の裨冕は、絺冕なり、玄冕なり。士は爵弁服を服す。大祝裨冕するは、則ち大夫なり。

【現代語訳】

これから(神に告げる)事を行おうというのであれば、静粛にしなければならぬ(だから「哭するなかれ」と命じるのだ)。裨冕(を

身に付ける」とは、（亡君の）神に接するのであるから祭服を身に付けるのだ。諸侯の卿大夫が着る裨冕は、絺冕と玄冕である。士は（助祭において）爵弁服を着る。「大祝は裨冕」とあるから、（ここでの大祝）とは（士ではなく）大夫なのだ。

【疏】（二葉表七行）

○大祝、以大夫爲之。祝主接神、故服裨冕。裨冕、祭服也。以其將告神、故執束帛。執、持也。束帛、十端也。端則二丈、鬼神質、故用偶數也。鬼神以丈八尺爲端。鬼神之道、陰陽不測、故用陰陽之數求之。一丈象陽、八尺法陰。十端、六玄四纁。五兩、三玄二纁。纁是地色、玄是天色也。欲往告殯、故升自西階。若於堂下告則大遠、堂上告則大近殯、故升階盡等級、即不升堂。將有告事、宜靜、故命毋哭。

【書き下し文】

○大祝、大夫を以て之を爲す。祝は神に接するを主る、故に裨冕を服す。裨冕は、祭服なり。其の將に神に告げんとするを以て、故に束帛を執る。執は、持なり。束帛は、十端なり。端は則ち二丈①、鬼神は質、故に偶數を用ふるなり。鬼神は丈八尺を以て端と爲す。鬼神の道は、陰陽測られず②、故に陰陽の數を用て之を求む。一丈は陽を象り、八尺は陰を法る。十端は、六玄四纁。五兩は、三玄二纁③。纁は是れ地の色、玄は是れ天の色なり④。往きて殯に告げんと欲す、故に升るに西階自りす。若し堂下に於て告ぐれば則ち大（は）なは）だ遠く、堂上に告ぐれば則ち大だ殯に近し、故に階を升りて

等級を尽くし、即ち堂に升らざるなり。將に告事有らんとすれば、宜しく静かなるべし、故に哭する母れと命す。

- ①「端則二丈」以下の部分は議論が混乱している。『礼記』雜記下 43-166 に「納幣一束、束五兩、兩五尋」と言われ、その注 1666 で「納幣、謂昏禮納徵也。十个爲束、貴成數。兩兩合其卷、是謂五兩。八尺曰尋、一兩五尋、則每卷二丈也。合之則四十尺。今謂之匹、猶匹偶之云與」（『校勘記』引く段玉裁説に従い「兩兩者合其卷」の「者」を削り、「五兩五尋」を「一兩五尋」に改める）とあるように、婚禮の場合は一端〓二丈である（また『周礼』地官・媒氏 14166「凡嫁子娶妻、入幣純帛、無過五兩」の鄭注参照）。それ以外の場合は『儀礼』聘礼 19-56「釋幣制玄纁束」に対して鄭玄が『朝貢礼』の「純四只、制丈八尺」を引いて注するように、一端〓一丈八尺で「制幣」と呼ばれる（また『儀礼』既夕礼注 40-222「丈八尺曰制」、『礼記』曾子問注 18-601「制幣、一丈八尺」参照）。よつて、ここでの一端も一丈八尺であるはずなのに、「端則二丈」と言い、これが二丈である理由を「鬼神質、故用偶數也」と説明してしまっている。
- ②『周易』繫辭上伝 7-136「陰陽不測之謂神」参照。
- ③『儀礼』聘礼「釋幣制玄纁束」注 19-564「玄纁之率、玄居三、纁居二」参照。
- ④『周礼』天官・染人 8-14a「纁玄」注 14a10「玄纁者、天地之色、以爲祭服」参照。また、これを「陰陽」に当てるものとして、『儀礼』士昏礼 4-7b「納徵、玄纁束帛儷皮」注 7b7「用

玄纁者、象陰陽備也」がある。

〔現代語訳〕

○大祝は、大夫にこれを担当させる。祝は神に接することを掌るから、裨冕を着る。裨冕は、祭服である。これから神に告げるので、(神にささげる) 束帛を執るのだ。「執る」とは、「持つ」ということだ。束帛(の数)は、十端である。(二)端は二丈(の帛)であり、鬼神は質(かさらない)であるから、偶数を用いるのだ。鬼神(にささげる場合)は(一)丈八尺を(二)端とする。鬼神の道においては、陰陽が不測に変化するから、陰と陽との数によって一丈八尺という数を求めたのだ。一丈は陽を、八尺は陰をかたどっている。十端(の内訳)は、六玄四纁。(二)端をセットとした「両」を単位にして考えれば)五両は、三玄二纁。纁(あか)は地の色、玄(くろ)は天の色である。(西階上の)殯のところに行つて告げるから、西階から升るのだ。もし堂下から告げれば殯からはなはだ遠く、もし堂上で告げれば殯にはなはだ近いことになる。だから階段を升つて一番上の段まで升るが、堂には升らない(で告げる)のだ。これから告げる事を行おうとするのであるから、静かにしなければならぬ。だから「哭するなかれ」と命じるのだ。

【疏(注に対する)】(二葉裏一行)

○正義曰、卿大夫所服、裨冕絺冕也。按覲禮侯氏裨冕、鄭注云、裨冕者、衣裨衣而冠冕也。裨之爲言裨也。天子六服、大裘爲上、其餘爲裨、以事尊卑服之、而諸侯亦服焉。又注云、衰衣者裨之上也、則

裨唯據衣也。言服裨衣而著冕、故云裨冕。言裨者、取其續繡。云諸侯之卿大夫所服裨冕絺冕也玄冕也者、此言五等諸侯孤卿大夫、唯絺冕而下。以上諸侯薨兼五等、故摠解其臣服。此卿兼公孤卿也。若孤卿則絺冕。若三命再命卿大夫服玄冕。故周禮司服云、孤自絺冕而下、卿大夫自玄冕而下。又大宗伯云、再命受服。鄭注云、受玄冕之服、列國之大夫。於子男爲卿。卿大夫自玄冕而下、如孤之服也。是孤則絺冕、卿與大夫皆玄冕。周禮謂三孤六卿爲九卿、摠云謂卿四命、是卿名通於孤也。云士服爵弁服者、以天子大祝是大夫、諸侯則無文、若是士則爵弁。今經云大祝裨冕、故云則大夫。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、「卿大夫の服する所の裨冕は絺冕なり」とは、按ずるに覲礼に「侯氏裨冕す」と、鄭注して云ふ、「裨冕とは、裨衣を衣て冕を冠するなり。裨の言たる埤なり。天子は六服、大裘を上と爲し、其の余を裨と爲し、事の尊卑を以て之を服して、諸侯も亦た焉を服す」と①。又注に云ふ、「衰衣とは、裨の上なり」と②。則ち裨は唯だ衣に摠るなり。裨衣を服して冕を著くるを言ふ、故に裨冕と云ふ。裨と言ふは、其の續繡に取る③。「諸侯の卿大夫の服する所の裨冕は絺冕なり玄冕なり」と云ふは、此れ五等の諸侯の孤卿大夫の、唯だ絺冕より下なるを言ふ④。以上の諸侯の薨は五等を兼ね、故に摠て其の臣服を解す。此の卿、公の孤卿を兼ね。若し孤卿なれば則ち絺冕し、若し三命再命の卿大夫なれば玄冕を服す⑤。故に『周礼』司服に云ふ、「孤の絺冕自り下、卿大夫の玄冕自り下」と⑥。又た大宗伯に云ふ、「再命して服を受く」と。鄭注に云ふ、

「玄冕の服を受く。列国の大夫なり。子男に於ては卿たり。卿大夫、玄冕自りして下るは、孤の服の如し」と⑦。是れ孤は則ち絺冕し、卿と大夫とは皆な玄冕するなり。『周礼』は三孤六卿を謂ひて九卿と為す⑧、摠じて云はば卿と四命とを謂ふ⑨、是れ卿の名、孤に通ずるなり。「士は爵弁服を服す」と云ふは⑩、天子の大祝是れ大夫なるを以て⑪、諸侯は則ち文無きも、若し是れ士なれば則ち爵弁す。今経に「大祝裨冕す」と云ふ、故に「則ち大夫なり」と云ふ。

①『儀礼』観礼 26x14a 「侯氏裨冕、釋幣于禰。」注 14a10 「將観質明時也。裨冕者、衣裨衣而冠冕也。裨之爲言埤也。天子六服、大裘爲上、其餘爲裨、以事尊卑服之、而諸侯亦服焉。上公衮無升龍、侯伯鷩、子男毳孤絺、卿大夫玄、此差司服所掌也。」天子の六服（大裘、衮冕、鷩冕、毳冕、絺冕、玄冕）については『周礼』春官・司服 21-6a 「王之吉服、祀昊天上帝、則服大裘而冕。祀五帝亦如之。享先王、則衮冕。享先公饗射、則鷩冕。祀四望山川、則毳冕。祭社稷五祀、則希冕（注 6a2 : 希讀爲絺）。祭羣小祀、則玄冕」参照。

②、③『儀礼』観礼 26x16b 「天子衮冕、負斧依。」注 16b2 「衮衣者、裨之上也。績之繡之爲九章。」疏 16b3 「云衮衣者裨之上也者、但裨衣者、自衮冕至玄冕、五者皆裨衣、故云裨之上也。… 16b5 云績之繡之爲九章者、衣績而裳繡、衣在上爲陽、陽主輕浮、故對方爲績次。裳在下爲陰、陰主沈深、故刺之爲繡次。是以尚書（益稷 5-4b）衣言「作績」、裳言「紘繡」。爲九章者、鄭注司服 21-6b3 云、「冕服九章、登龍於山、登火於宗彝、尊其神明也。九章、初一日龍、次二日山、次三日華蟲、次四日火、

次五日宗彝、皆畫以爲績。次六日藻、次七日粉米、次八日黼、次九日黻、皆繡以爲繡、則衮之衣五章、裳四章、凡九也。」

④『周礼』司服（下注⑥参照）によれば、各身分によつて着ることができる最高位の服が、公は衮冕、侯伯は鷩冕、子男は毳冕、孤は絺冕、（卿）大夫は玄冕、士は皮弁と定められている。

⑤『周礼』春官・典命 21-4a 「公之孤四命、…其卿三命、其大夫再命、其士一命。…侯伯之卿大夫士亦如之。子男之卿再命、其大夫一命、其士不命」参照。「命」を賜うごとに身分が一つづつ上がっていくわけである。これと上の身分と服との関係を合わせると、四命の公の孤（孤卿）は絺冕、三命再命の公侯伯卿大夫および子男の卿は玄冕ということになる。「此の卿、公の孤卿を兼ね」と言われるのは、公の孤卿をここに含めないと絺冕を着るものがないからである。なお、一命の子男の大夫について、この疏がどのように考えているのかわからない。

⑥『周礼』春官・司服 21-13a 「公之服、自衮冕而下、如王之服。侯伯之服、自鷩冕而下、如公之服。子男之服、自毳冕而下、如侯伯之服。孤之服、自希冕而下、如子男之服。卿大夫之服、自玄冕而下、如孤之服。其凶服、加以大功小功。士之服、自皮弁而下、如大夫之服。其凶服亦如之。其齊服有玄端素端。」注 13a7 「自公之衮冕、至卿大夫之玄冕、皆其朝聘天子及助祭之服。諸侯、非二王後、其餘皆玄冕而祭於己。雜記（上 47-9a）曰、「大夫冕而祭於公、弁而祭於己。士弁而祭於公、冠

而祭於己。」(注969)「大夫爵弁自祭家廟、唯孤爾。」其餘皆玄冠、與士同。」

⑦『周礼』春官・大宗伯 18-18b 「再命受服。」注 18b3 「鄭司農云、受服、受祭衣服爲上士。玄謂、此受玄冕之服、列國之大夫。再命、於子男爲卿。卿大夫自玄冕而下、如孤之服。王之中士亦再命、則爵弁服。」

⑧「九卿」の語は『周礼』では考工記・匠人 4-28 「内有九室、九嬪居之。外有九室、九卿朝焉。九分其國、以爲九分、九卿治之」にしか見えない。その注 287 に「六卿三孤爲九卿」と言う。「三孤」については、『周礼』天官・掌次 6-11b 「孤卿有邦事、則張幕設案」の鄭注 11b10 には『尚書』周官 18-3b 「立太師太傅太保、茲惟三公、論道經邦、…少師少傅少保、曰三孤、貳公弘化」に基づいて、「孤、王之孤三人、副三公論道者」と言っている。また、『漢書』百官公卿表上では「夏、殷亡聞焉、周官則備矣。天官冢宰、地官司徒、春官宗伯、夏官司馬、秋官司寇、冬官司空、是爲六卿、各有徒屬職分、用於百事。太師、太傅、太保、是爲三公、蓋參天子、坐而議政、無不總統、故不以一職爲官名。又立三少爲之副、少師、少傅、少保、是爲孤卿、與六卿爲九焉」と言う。

⑨この一句は誤りがあるか。「摠云卿、謂卿與四命之孤」の意味かと思われるが、かりにこのように読んでおく。

⑩『儀礼』士冠礼では、「爵弁服」を「皮弁服」の上位に置き、鄭玄はそれぞれ「此與君祭之服」(2-1a5)、「此與君視朔之服也」(2-3a3) と注してこの二つに対して、『周礼』には「爵弁(服)」

は見えず、士の着る最上の服は「皮弁(服)」とされている(上注⑥参照)。この鄭玄注では祭服として「爵弁服」を挙げてゐるか。

⑪『周礼』春官・序官 17-13b 「大祝、下大夫二人」参照。
「現代語訳」

○正義に曰く、「卿大夫の服する所の裨冕は絺冕なり」とは、按ずるに『儀礼』覲礼に「侯氏(天子に見える諸侯)は裨冕を着る」とあり、その鄭注では、「裨冕とは、裨衣を着て冕を被ること。裨は埤(ひくい)の言いである。天子には六等の服があり、大裘が最上で、それ以外(の袞冕、鷩冕、毳冕、絺冕、玄冕)を裨として、事の尊卑によってこれらを着るが、諸侯もまたこの裨衣を着るのだ」と言っている。また(同篇の)注では、「袞衣とは、裨の最上のもので」と言っている。つまりは(頭に着ける冕は同じで)裨はただ衣服に拠って(等差付けられて)いるのだ。裨衣を着て冕を被ること(をあらわすから、「裨冕」と言うのだ。裨(ひくい)と言うのは、その(衣…うわぎの)績(絵柄)と(裳…もすその)繡(刺繡)の違いに拠(つて)大裘以下が等差付けられてい)るのだ。「諸侯の卿大夫の服する所の裨冕は絺冕なり玄冕なり」と言うのは、これは(公・侯・伯・子・男の)五等の諸侯の孤卿大夫の(着る服は)、ただ絺冕以下に限ることを言ったものだ。以上の(経文で言われる)諸侯の冕は(公・侯・伯・子・男の)五等を兼ねているから、これを一括りにしてその臣下の服を解釈したもの。ここでの卿は、公の孤卿を兼ねている。もし孤卿であれば絺冕を着、もし三命や再命の卿

大夫であれば玄冕を着ることになる。だから『周礼』司服に、「孤は絺冕以下、卿大夫は玄冕以下（を着る）」と言うのだ。また、『周礼』大宗伯に、「再命して服を受ける」と言っていて、その鄭注に「玄冕の服を受ける。（再命する者は）列国（侯伯の国）の大夫となる。子男（の国）においては卿となる。卿大夫の玄冕以下（の服の制度）、孤の（玄冕以下の）服と同じだ」と言っている。これが孤は絺冕を身に付け、卿と大夫とはみな玄冕を身に付けるということだ。『周礼』では三孤と六卿を（あわせて）九卿と呼んでいるから、総じて（卿と）言えば、卿と四命（の孤）を言うことになるが、これが卿の名が孤にも通ずるということだ。「士は爵弁服を服す」と言うのは、天子の大祝が大夫であることから、諸侯（の大祝に）ついては、（経に）明文が無いけれども、もしこれが士であれば爵弁を身に付けることになる。いま経に「大祝裨冕す」と言っているから、（士でないことは明らかで）「則ち大夫なり」と言うのだ。

【経】（一葉表十行）

祝聲三、告曰、某之子生、敢告。

「書き下し文」

祝声三たびし、告げて曰く、「某の子生まる、敢へて告ぐ」と①。

①この部分は『儀礼』既夕礼 383b「商祝免祖、執帛布入、升自西階、盥階不升堂、聲三啓三、命哭」に対応する儀節である。

【現代語訳】

祝が（「ああ」という）声を三たび出して（亡君の神の注意を引いた後）、告げて、「某（夫人）の子が生まれました。敢えてお告げいたします」と言う。

【疏】（二葉裏七行）

○聲、謂噫歎之聲。三所出、警神也。言若夫人某氏之子生、以告殯之辭也。

「書き下し文」

○声は、噫歎の声を謂ふ。出だする所を三たびするは、神に警するなり。言ふこと夫人某氏の子生まるといふが若し、以て殯に告ぐるの辞なり。

【現代語訳】

○（ここで発する）声は、噫歎（ああ）という声を言うのだ。この声を三度出だすのは、（それによって亡君の）神の注意を引くのだ。

ここで言う言葉は、夫人某氏の子が生まれたというほどの意味。（亡君の）殯に告げる言葉である。

【注】（一葉裏一行）

聲、噫歎、警神也。某、夫人之氏也。

「書き下し文」

声は、噫歎、神に警するなり①。某は、夫人の氏なり。

①『儀礼』既夕礼注 383b4では「聲三、三有聲、存神也。啓

三、三言啓、告神也。舊説以爲、聲、噫興也」と言い、その疏367で「云三有聲存神也者、案曾子問亦云、祝聲三。鄭云、警神也。即此存神也。云舊説以爲聲噫興者、鄭注曾子問云、聲、噫歆。不云舊説、亦是舊説也」と議論されている。「噫歆」「噫興」については、錢大昕『声類』釈言が「按噫歆、噫興即噫嘻之轉、亦即嗚呼之轉也」と論じている。「噫嘻」は『詩』周頌・噫嘻19-2-186「噫嘻成王」。鄭箋1864は「噫嘻、有所多大之聲也」と注する。なお、この注に対する疏では「噫」で句読を切り、「声は、噫。神に歆警するなり」と読むが、ここでは従わない。

【現代語訳】

(ここで発する) 声は、噫歆(ああ)で、(この声により亡君の) 神の注意を引くのである。「某」には、夫人の氏が入る。

【疏(注に対する)】(二葉裏八行)

○正義曰、直云祝聲、不知作何聲。按論語云、顔淵死。子曰、噫、天喪予。檀弓云、公肩假曰、噫。是古人發聲多云噫、故知此聲亦謂噫也。凡祭祀、神之所享、謂之歆。今作聲、欲令神歆享、故云歆警神也。

【書き下し文】

○正義に曰く、直だ祝声とのみ云はば、何の声を作すかを知らず。按ずるに『論語』(先進)11-3bに云ふ、「顔淵死す。子曰く、噫、天子を喪せり」と。檀弓(下)10-6aに云ふ、「公肩假曰く、噫①」

と。是れ古人の発声多く「噫」と云ふ。故に此の声も亦た噫と謂ふを知るなり。凡そ祭祀、神の享くる所、之を歆と謂ふ。今、声を作すは、神をして歆享せしめんと欲す、故に云ふ「神に歆警するなり」と②。

①『礼記』檀弓下の原文では「噫」の前に文章が入っている。

②注の「歆警」を連文として、「歆享」と同義に解釈したものであるが、この鄭注は「噫歆」で句読を切るべきである。

【現代語訳】

○正義に曰く、(経文では)ただ「祝声」とだけ言っていて、どのような声を出すのかがわからない。按ずるに『論語』(先進)に、「顔淵が死んだ。孔子は、噫(ああ)、天はわたしを亡ぼしたもうたと言われた」とあり、『礼記』檀弓(下)に、「公肩假は、噫(ああ)と言った」とある。これは古人が声を発するのによく「噫(ああ)」と言うということだ。だからここでの声もまた「噫(ああ)」と言うことがわかるのだ。凡そ祭祀において、神が享けることを、「歆」と言う。今、声を出すのは、(亡君の)神に(告事を)歆享(うけいれ)させようとしてのことなのだ、だから「神に歆警(うけいれ)させるのだ」と言うのだ。

【経】(一葉裏二行)

升奠幣于殯東几上、哭降。

【書き下し文】

升りて幣を殯東の几上に奠き、哭し降る。

〔現代語訳〕

（堂に）升って幣（束帛のささげもの）を殯の東の几（つくえ）の上におき、哭して（堂から）降る。

【疏】（二葉裏十行）

○升奠幣于殯東几上哭降者、謂告殯竟、執束帛者升堂、奠置所執之幣于殯東几筵上。畢、遂哭。哭竟而降階也。

〔書き下し文〕

○「升りて幣を殯東の几上に奠き、哭し降る」とは、謂ふところは殯に告げ竟り、束帛を執る者堂に升り、執る所の幣を殯東の几筵の上に奠置す。畢れば、遂に哭す。哭し竟りて階を降るなり。

〔現代語訳〕

○「升りて幣を殯東の几上に奠き、哭し降る」とは、殯に告げ終われば、束帛を手執る者が堂に升り、手に執っている（束帛の）幣（ささげもの）を殯東の几（つくえ）筵（しきもの）の上に安置する。それが終われば、そのまま哭を行い。哭し終わって階を降るということを言っている。

【注】（一葉裏二行）

几筵於殯東、明繼體也。

〔書き下し文〕

殯東に几筵するは、体を継ぐを明かにするなり。

〔現代語訳〕

殯の東に几（つくえ）筵（しきもの）を設けるのは、（この子が）後継ぎとなることを明かにする（ための）ものだ。

【疏】（注に対する）（三葉表一行）

○正義曰、按阮諶禮圖云、几長五尺、高尺二寸、廣二尺。皇氏云、周禮天子下室喪奠有素几、不云殯宮有几。而諸侯雖無文、當與天子同。而大夫士葬前下室、並無几、降於人君也。並葬後、殯宮皆有几。人君未葬前、而於下室有素几、其殯宮無几。今世子生既告、權移下室之几於殯東、告於繼體、異常日。庾氏云、未虞施几筵、常於下室。然殯宮几筵、爲朝夕之奠、常在不去。今更特設几筵於殯宮東者、特異其事、以爲世子之生、故鄭云、几筵於殯東、明繼體也。今按既夕禮、燕養饋羞如他日、則下室所供之物、如平常皆用吉物、即今之告靈、不得有素几。又司几筵云、凡喪事右素几。注云、喪事謂凡奠也。又云、凶事仍几。注云、凶事謂凡奠、几①朝夕相因、喪禮畧、以此推之、即素几是殯宮朝夕設奠之、几不在下室、而庾皇等以爲素几設於下室、未審何以知之、其義非也。熊氏以爲、天子諸侯、在殯宮則有几筵。大夫士大斂有席、虞始有几。然殯宮几筵、爲朝夕之奠、常在不去。今更特設几於殯東、當明世子是繼體之貴、故於常几筵之外、別特設之。考三家之說、熊以爲是、皇庾以爲非。

①底本は「凡」に作る。『周礼』注により「几」に改める。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、按ずるに阮諶『礼図』に云ふ、「几、長五尺、高尺二寸、廣二尺」と①。皇氏云ふ、『周礼』、天子下室②の喪奠に素

几有るも③、殯宮に几有りと云はず。而らば諸侯文無しと雖も、当天子と同じなるべし。而して大夫士は葬前下室並びに几無し、人君より降るなり④。並びに葬後、殯宮皆な几有り⑤。人君未だ葬せざる前にして、下室に於て素几有るも、其の殯宮は几無し。今世子生れて既に告げ、権(かり)に下室の几を殯の東に移して、体を継ぐるを告ぐ、常日に異なれり」と。庾氏⑥云ふ、「未だ虞せずして几筵を施すは、常に下室に於てす。然らば殯宮の几筵、朝夕の奠の爲にして、常に在りて去らず。今更に特に几筵を殯宮の東に設くるは、其の事を特異にす。世子の生るるが爲を以て、故に鄭、「殯の東に几筵するは、体を継ぐるを明らかにす」と云ふなり」と。今既夕礼を按ずるに、「燕養饋羞、他日の如くくなれば⑦、則ち下室に供ふる所の物、平常の如く皆な吉物を用ふれば、即ち今の告霊、素几有るを得ず。又た司几筵に云ふ、「凡そ喪事は素几を右にす」と。注に云ふ、「喪事は凡奠を謂ふなり」と⑧。又た云ふ、「凶事は仍几」と。注に云ふ、「凶事は凡奠を謂ふ。几は朝夕相ひ因る、喪礼は略なればなり」と⑨、此を以て之を推さば、即ち素几は是れ殯宮に朝夕之を設け奠き、几は下室に在らず、而るに庾皇等以て素几は下室に設くと爲すは、未だ何を以て之を知るかを審らかにせず、其の義非なり。熊氏以爲らく、「天子諸侯は、殯宮に在りて則ち几筵有り。大夫士は大斂に席有り⑩、虞に始めて几有り。然らば殯宮の几筵は、朝夕の奠の爲にして、常に在りて去らず。今更に特に几を殯の東に設くるは、当に世子は是れ繼体の貴きなるを明らかにすべし、故に常几筵の外に於て、別に特に之を設く」と。三家の説を考ふるに、熊以て是と爲す、皇庾以て非と爲す。

①阮詒『礼図』は『隋書』経籍志一に「三禮圖九卷。(自注)鄭玄及後漢侍中阮詒等撰」と見えている。また、『周礼』春官・司几筵疏2613b1「凡几之長短、阮詒云、几長五尺、高三尺、廣二尺。馬融以爲長三尺。舊圖以爲几兩端赤、中央黑也」参照。

②「下室」については、『儀礼』既夕記418a「朔月若薦新、則不饋于下室。」注886「下室、如今之内堂、正寢聽朝事。」疏829「云下室如今之内堂者、下室既爲燕寢、故鄭舉漢法内堂況之。云正寢聽朝事者、天子諸侯路寢以聽政、燕寢以燕息。案玉藻29-19a云、「朝玄端夕深衣。」鄭注1961云、「謂大夫士也。」則亦在正寢也。」参照。

③『周礼』春官・司几筵20-12a「凡喪事、設葦席、右素几。」注12a7「喪事謂凡奠也。」疏12a10「云喪事謂凡奠也者、以其言凡、非一之義。士喪禮始死之奠、乃至小斂之奠、亦設於地、未有席。至大斂奠、乃有席。殯後、則有朝夕奠、朔月奠。大夫已上、兼有月半奠、并有薦新奠、葬時又有遷奠、祖奠、大遣奠。葬乃廢奠、而虞祭也。故鄭云、謂凡奠也。」

④大夫士が葬前に几が無いことについては、『礼記』檀弓下10-15a「虞而立尸、有几筵。」疏15a8「有几筵者、未葬之前、殯宮雖有脯醢之奠、不立几筵。其大斂之奠、雖在殯宮、但有席而已、亦無几也。此席素席、故前云奠以素器、其下室之内有吉几筵。今葬訖、既設虞祭、有素几筵。筵雖大斂之時已有、至於虞祭、更立筵、與几相配、故云有几筵。故士虞禮424b云、「祝免、澡葛經帶、布席于室中、東面右几」、是也。然此虞祭

而有几、謂士大夫禮。若天子諸侯、則葬前有几。故周禮司几筵云、喪事素几。鄭注云、謂凡奠時。天子既爾、諸侯南面之君、其事亦然」参照。檀弓疏中の「故前云」は『礼記』檀弓下 10-13b「奠以素器、以生者有哀素之心也。」注 13b7「哀素、言哀痛無飾也。凡物無飾曰素。」

⑤士が葬後に几があることについては、『儀礼』士喪礼 41-3a「素几葦席在西序下。」注 3a2「有几、始鬼神也。」疏 3a2「經几席具有、注唯云几者、以其大斂奠時、已有席、至此虞祭、乃有几故也。然案檀弓云、虞而立尸、有几筵。筵則席、虞祭始有者、以几筵相將、故連言筵。其虞有几、若天子諸侯、始死則几席具、故周禮司几筵云、每燾一几。據始殯及葬時、始死即几席具也」参照。この疏の末尾については、『周礼』春官・司几筵 20-12a「每敦一几。」注 12a8「敦讀曰燾、燾、覆也。棺在殯則燾燾、既窆則加見、皆謂覆之。周禮雖合葬及同時在殯、皆異几體實不同。祭於廟同几精氣合」参照。

⑥庾氏の注については、『隋書』經籍志一に「禮記略解十卷。（自注）庾氏撰」と見えている。庾氏については經籍志一「喪服三十一卷。（自注）宋員外郎散騎庾蔚之撰」参照。この庾氏の説で、虞前に下室に几筵が設置されるとする最初の文と、それ以下の部分とのつながりがよくわからない。この最初の文を除けば、末尾に引かれる熊氏の文章とほぼ一致しているから、あるいは文章に乱れがあるのかも知れない。

⑦『儀礼』既夕記 41-7b「燕養饋羞、湯沐之饌、如他日。」注 7b8「燕養、平常所用供養也。饋、朝夕食也。羞、四時之珍異。」

… 7b9 孝子不忍一日廢其事親之禮、於下室日設之、如生存也。」
 ⑧、⑨『周礼』春官・司几筵 20-12b「凡吉事變几、凶事仍几。」注 12b10「故書仍爲乃。鄭司農云、變几、變更其實、謂有飾也。乃讀爲仍、仍、因也。因其質、謂無飾也。爾雅曰、儻、仍、因也。… 13a1 女謂、吉事、王祭宗廟、裸於室、饋食於堂、繹於祊、每事易几、神事文、示新之也。凶事謂凡奠、几朝夕相因、喪禮略。」凡奠については、上注③参照。

⑩士の大斂の奠に席があることについては、『儀礼』士喪礼 37-2a「奠席在饌北、斂席在其東。」注 2a5「大斂奠而有席、彌神之」参照。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、按ずるに阮謙『礼図』では、「几は、長さ五尺、高さ二尺、広さ二尺」と言う。皇侃は、『周礼』では、天子の場合、下室（亡君の生前の部屋）に（供える）喪奠（喪の供え物）に（それを置く）素几（白木のつくえ）が有るが、殯宮に几が有るとは言っていない。ならば諸侯の場合も、（経に）明文は無いのではあるが、きっと天子と同じであろう。（他方）大夫士の場合は、葬前には下室にも並びに几が無く、人君より（礼が）降るのだ。（天子以下）並びに葬後には、みな殯宮に几が有る。人君がまだ葬られない前は、下室には素几が有っても、その殯宮には几が無い。今、世子が生れてすでに（生まれたことを）告げ終えたので、（つぎに）まにあわせに下室の几を殯の東に移して（供え物を置いて）、この子が後を継ぐことを告げたのであって、常日（の礼）とは異なるの

だ」と言う。庾蔚之は、「まだ虞祭をおこなう前に几筵を施すのは、常に下室において行うのだ。ならば殯宮の几筵は、朝夕の奠の爲にあるのであつて、常設して取り去らない。今さらに特に几筵を殯宮の東に設けるのは、その事を特別なものとするからだ。世子が生れたが爲に（特別にそうするのであつて）、それ故に鄭玄は、「殯の東に几筵を設けるのは、この子が後を継ぐことを明らかにしたのだ」と言っているのだ」と言う。いま『儀礼』既夕礼を按ずるに、「燕養（親に対する平時の供養）、饋（朝夕の食事）、羞（四時のめずらしい食べ物）は、他日（親が生存していた日々）のようにするのであれば、下室に供える品々は、（生前の）平常のようにみな吉物を用いるのであつて（それを置くのも素几ではないから）、つまりは今の（親）靈に告げる場合も、（下室から持ち出す）素几が有ることにはならない。また『周礼』司几筵に、「凡そ喪事においては素几を右にする」とあつて、その注に、「（ここでの）喪事とは凡（あらゆる）奠について言うのだ」と言っている。また（司几筵に）、「凶事は仍几（几を改めずにそのまま用いる）」とあり、その注に、「（ここでの）凶事は凡（あらゆる）奠について言うのだ。几は（改めずに）朝夕ともにそのまま用いるが、それは喪礼は（吉礼に比して儀節を）簡略にするからである」と言っている。ここから推すならば、つまりは素几は殯宮に朝夕にこれを設け奠くのであつて、（その）几は下室には無いのだ。なのに庾・皇等は素几を下室に設けるとするが、何によつてそうであると知つたのか審らかではない。彼らの解釈は誤つていよう。熊安生は、「天子諸侯の場合、殯宮において几筵が有る。大夫士の場合は大斂において席が有

り、虞において始めて几が有る。ならば殯宮の几筵は、朝夕の奠の爲であつて、常設して取り去らないのだ。今さらに特に几を殯の東に設けるのは、この世子が貴い後継ぎであることを明らかにしなければならぬからだ。だから常設の几筵の外に、別に特にこれを設けたのだ」と考へている。三家の説を考へるに、熊氏が正しく、皇氏庾氏は間違つていよう。

【經】（一葉裏三行）

衆主人卿大夫士房中皆哭、不踊。

【書き下し文】

衆主人卿大夫士房中皆な哭すも①、踊せず。

①「房中」で死者の女子の親族をあらわすのは經典類では他に例を見ない。

【現代語訳】

衆主人（亡君の親族）、卿大夫士、房中（亡君の妻妾や同居の女子）は皆な哭すが、踊はしない。

【注】（一葉裏三行）

衆主人、君之親也。房中、婦人。

【書き下し文】

衆主人は、君の親なり①。房中は、婦人なり②。

①、②「衆主人」について『儀礼』鄭注は二様の解釈を与えている。士喪礼 35-5b（主人）入坐于牀東、衆主人在其後西

面、婦人俠牀東面。」注 265 「衆主人、庶昆弟也。婦人、謂妻妾子姓也、亦適妻在前。」既夕礼（記）4-2a 「既馮尸、主人袒髻髮絞帶、衆主人布帶。」注 28 「衆主人、齊衰以下。」この二つの解釈については、池田訳注Ⅳ（既夕礼）p.255 注7 参照。ここで「房中」を「婦人」に当てていることから、士喪礼 35-5b の方を念頭において注が付けられていると思われるが、「君之親」は（主人の）「庶昆弟」（＝亡君の衆子の斬衰者）に限定されないであろう。

【現代語訳】

「衆主人」は、（亡）君の親族である。「房中」は、婦人（亡君の妻妾や同居の女子）である。

【疏（注に対する）】（三葉表九行）

○正義曰、知者、按喪大記云、君將大斂、父兄堂下北面、父兄即君之親。又云、外宗房中南面、故云房中婦人。

【書き下し文】

○正義に曰く、知れるは、按ずるに喪大記に云ふ、「君將に大斂せんとすれば、父兄堂下に北面す」と①。父兄は即ち君の親なり。又た云ふ、「外宗房中南面す」と②、故に房中は婦人なりと云ふ。

①、『礼記』喪大記 42:6 「君將大斂、子弁経即位于序端。

卿大夫即位于堂廉楹西、北面東上。父兄堂下北面。夫人命婦、

尸西東面。外宗房中南面。」疏 663 「父兄堂下北面者、謂諸父

諸兄不仕者、以其賤故在堂下而向北、以東爲上也。若士則亦

在堂下。○外宗房中南面者、外宗、君之姑姊妹之女及姨舅之女也。輕故在房中而鄉南也」参照。「外宗房中南面」は雜記上 4-20b にも見え、その注 2069 では「此喪大記脱字、重著於是」と言う。ここで「衆主人」の語が見えていないのに、喪大記が引かれるのは、曾子問の衆主人が卿大夫と同じく堂下で北面すると考えて、これを喪大記で堂下で北面している「父兄」に当てたのであろう。注の「君之親」は「世子」の「庶昆弟」以下を意味するようであるから、ここで喪大記のこの部分を引くのはあまり適切ではない。喪大記の「房中」も場所をあらわすものであるから、ここで引くのは適切とは言えない。疏は喪大記の「房中」を「外宗」と並列するものと解しているかの如くである（訳はその方向で与えておく）。なお、喪大記疏の「外宗」の解釈は、『礼記』雜記下 42:10a 「外宗爲君夫人、猶内宗也。」注 10a6 「外宗、謂姑姊妹之女、舅之女、及從母皆是也」に基づく。

【現代語訳】

○正義に曰く、「衆主人」が君の親族であり、「房中」が婦人であること分かるのは、按ずるに（『礼記』喪大記に、「君がこれから大斂するならば、（諸）父（諸）兄は堂下で北面する」と言い、この「父兄」は即ち君の親族だからである。また（喪大記に）、「外宗房中は南面する」と言っているから、（注は）「房中は婦人なり」と言ったのだ。

【經】（一葉裏四行）

盡一哀、反位、遂朝奠。

〔書き下し文〕

一哀を尽くし①、位に反り、遂に朝奠す。

①「一哀」の語は『礼記』檀弓上 7-109「夫子曰、予郷者入而哭之、遇於一哀而出涕」に見えている。「盡一哀」は經典類では他に例を見ない。

〔現代語訳〕

ひとしきり哀しみの意を尽くして、（朝夕の哭）位にもどり、そのまま朝奠を行う。

【注】（一葉裏四行）

反朝夕哭位。

〔書き下し文〕

朝夕の哭位に反るなり。

〔現代語訳〕

朝夕の哭位にもどるといふことだ。

【疏（注に対する）】（三葉表十行）

○正義曰、按士喪禮、毎日の旦、於朝夕哭位、先哭而後行朝奠、朝奠了、又哭。今因西階前哭、畢、反此朝夕哭位。於位不更哭、即行朝奠禮、謂一時兼哭兩事、故云遂朝奠。按士喪禮、尋常朝奠、皆先哭後奠。皇氏云、尋常先奠後哭、此謂告世子生、故先哭後奠、其

義非也。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、按ずるに士喪禮、毎日の旦、朝夕の哭位に於いて、先ず哭して而る後に朝奠を行ひ、朝奠了りて、又た哭す①。今西階前に哭し、畢るに因り、此の朝夕の哭位に反るなり。位に於ては更め哭せず、即ち朝奠の礼を行ふ、一時に哭の兩事を兼ねるを謂ふ②。故に「遂に朝奠す」と云ふ。按ずるに士喪禮、尋常の朝奠、皆な先に哭し後に奠す。皇氏云ふ、「尋常は先に奠し後に哭す。此れ世子の生るるを告ぐるを謂ふ。故に先に哭し後に奠す」と、其の義非なり。

①『儀礼』士喪礼 37-12a ~ 14a は朝（夕）哭について、哭位に就いて哭し、（殯の翌日の場合は、大斂の奠を徹し）、朝奠を設え、弔問の一同が門より退出して後、哭を止める形で記述される。この「毎日の旦」と言われるのは、士喪礼 37-11b の「朝夕哭、不辟子卯」を意識したものであろう。なお、士喪礼では朝哭奠を記述するのみで夕哭奠についての具体的な記述は省略されている。

②朝夕奠の位に反る前の「哭」が、朝夕奠の位に即いて朝奠する前の「哭」を兼ねることを言ったものか。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、按ずるに『儀礼』の士喪礼では、毎日の夜明けに、朝夕の哭位で、先ず哭してから（死者に朝の食をささげる）朝奠を行い、朝奠が終わって、また哭することになっている。今（こ

ここでは）西階前で哭し、それが終わったので、この（通常の）朝夕の哭位にもどるのだ。（朝夕の哭）位においては更めて哭することはず、ただちに朝奠の礼を行うのであって、一時に（西階での哭と朝夕の哭位での）哭の両事を兼ねることを言っている。だから「遂に朝奠す」と言うのだ。按ずるに士喪礼では、通常の朝奠では、皆な先に哭して後に奠することになっている。皇侃が、「通常（の朝奠で）は先に奠して後に哭す。ここでは世子が生れたのを告げる（礼の）ことを言っているから、先に哭して後に奠することになっている」と言うが、その解釈は誤りである。

【経】（一葉裏四行）

小宰升擧幣。

「書き下し文」

小宰升りて幣を挙ぐ。

「現代語訳」

小宰が（堂上に）升って幣を挙げ（て捧げ）る。

【注】（一葉裏五行）

所主也。擧而下、埋之階間。

「書き下し文」

主どる所なり。挙げて下し、之を階間に埋ずむ。

「現代語訳」

（幣は小宰が）主どるものだ。（堂上に）挙げて（捧げ、また堂下

に）下して、これを階間に埋めるのだ。

【疏（注に対する）】（三葉裏三行）

○正義曰、所以小宰擧幣、幣是小宰所主、故云所主也。故周禮小宰職云、凡祭祀、贊王幣爵之事。喪荒①、受其含椁幣玉之事、是也。

必知埋之階間者、下文云、師行主命、反必告、設奠卒、斂幣玉、藏諸兩階之間、故知此幣亦埋之階間也。

①底本は「竟」に作る。八行本および『周礼』により「荒」に改める。

「書き下し文」

○正義に曰く、小宰の幣を挙ぐる所以は、幣は是れ小宰の主どる所、故に「主どる所」と云ふなり。故に『周礼』（天官・）小宰職 38b に云ふ、「凡そ祭祀には、王の幣爵の事を贊く①」、「喪荒には、其の含椁幣玉の事を受く」と、是れなり。必ず之を階間に埋むるを知るは、下文（18-20b ~ 21a）に云ふ、「師行は命を主とし、反りて必ず告げ、奠を設けて卒れば、幣玉を斂めて、諸を兩階の間に蔵す」と②、故に此の幣も亦た之を階間に埋むるを知るなり。

①『周礼』の「王」字について、『周礼』校勘記は「玉」に作るべきだとする段玉裁『周礼漢読考』の説を支持するが、ここでは「王」字のまま読んでおく。

②師行において携えるべき遷廟の主が無い場合についての記述。ここでは節引されている。

「現代語訳」

○正義に曰く、小宰が幣を挙げる理由は、幣は小宰が主とするものだからである。だから「主とする所」と言うのだ。『周礼』（天官・小宰職に、「祭祀の時には、王の幣や爵（さかずき）の事を助け、」（王者の）喪や荒年の場合には、その含（死者の口に含ませる品）襚（死者に着せる衣服）と幣や玉の事を受け持つ」と言うのがそれだ。必ずこれを階間に埋めると分かるのは、下文に、「軍隊を出動させるのに（携えるべき遷廟の主が無い場合には、祖禰の）命令（を象徴する幣帛や玉圭）を主のかわりと（して携行）し、（軍隊が国に）帰還すれば必ず（祖禰に）告げ、奠を設けて（告げ）終われば、（携行した）幣玉をしまい片付けて、これを兩階の間に埋めると言う。だからここでの幣もまたこれを階間に埋めると分かるのだ。

【経】（三葉裏五行）

三日、衆主人卿大夫士、如初位北面。

〔書き下し文〕

三日、衆主人卿大夫士、初めの位の如くして北面す。

〔現代語訳〕

（生まれて）三日目に、衆主人・卿・大夫・士が、初日と同じ位について北面する。

【注】（三葉裏五行）

三日、負子日也。初告生時。

〔書き下し文〕

「三日」は、子を負ふの日なり。初めは、生るるを告ぐるの時なり。

〔現代語訳〕

「三日」は、子を（はじめて）抱きかかえる日である。「初め」とは、（初日に子が）生まれたのを告げた時のことである。

【疏】（四葉表四行）

○正義曰、此①一節論世子生已三日名之、以名見於殯之禮。各依文解之。○三日之朝、自衆主人以下、悉列西階下、列位如初日子生之儀②也。以子自爲主、故不云從攝主也。

①底本は「此」上に「云」字を衍す。八行本により「云」字を削る。

②底本は「義」に作る。八行本により「儀」に改める。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、此の一節、世子生れて已に三日にして之に名づけ、名を以て殯に見ゆるの礼を論ず。各おの文に依りて之を解す。○三日の朝、衆主人自り以下、悉く西階の下に列し、列位は初日の子生るるの儀の如し。子自ら主と爲るを以て、故に攝主に従ふと云はざるなり。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、この一節は、世子が生れて三日目に名前を付け、その名前で（亡君の）殯に（世子が）見える礼を論じたものだ。それぞれ文にたがって解説していく。○（世子が生まれて）三日目の朝に、（これから世子が亡君の殯に見えるに際して）衆主人より以

下がみな西階の下に列するが、その列位は初日に子が生れたのを告げる儀と同じようにする。（初日と異なり）世子自らが主となるので、(一)では「撰主に従ふ」とは言わないのだ。

【疏（注に対する）】（四葉表六行）

○正義曰、按内則云、國君世子生、告于君、三日ト、士負之。此亦生則告君、三日負之。但告時直負之而已。子未見君。至三月爲名之時、則始見之也。今既在喪禮、畧於負子之時則見也。此不用束帛者、初告生已用。今既禮殺、故不用也。云初告生時者、以經云如初、恐初是朝夕哭位、故以初爲告生時也。必知告生時者、以告生時、北面於西階南、此亦云北面、故知是告生時也。

【書き下し文】

○正義に曰く、按ずるに内則に云ふ、「国君世子生るれば、君に告ぐ。」三日、士をトして之を負はしむ」と①。此れも亦た生るれば則ち君に告げ、三日に之を負ふなり。但だ告ぐる時直に之を負ふのみ②。子未だ君に見へず。三月名を爲すの時に至れば、則ち始めて之に見ゆるなり③。今既に喪礼に在りて略す、負子の時に於いて則ち見ゆるなり。此に束帛を用ひざるは、初めて生まるるを告ぐるに已に用ひたればなり。今既に礼殺ぐ、故に用ひざるなり。「初めは生るるを告ぐる時なり」と云ふは、經に「初めの如し」と云はば、恐らくは初めは是れ朝夕の哭位ならんことを以て、故に初めを以て生るるを告ぐるの時と爲すなり。必ず生るるを告ぐるの時なるを知れるは、生るるを告ぐるの時、西階の南に北面し、此も亦た北面す

と云ふを以て、故に是れ生るるを告ぐる時なるを知るなり。

①『礼記』内則 28-12a 「国君世子生、告于君、接以大牢、宰掌具。三日、ト士負之。吉者宿齊朝服寢門外、詩負之。射人以桑弧蓬矢、六射天地四方。」また、同 28-11b 「子生…三日、始負子、男射女否。」

②上文や内則の記述では、生まれたのを告げる時に子を負うことが言われていないから、この記述が何に基づくのかわからない。

③『礼記』内則 28-13b 「三月之末、擇日、翦髮爲鬢、男角女羈、否則男左女右。是日也、妻以子見於父。…14b 父執子之右手、咳而名之」参照。また、『白虎通』姓名「三月名之何。天道一時、物有變。人生三月、目眇亦能笑、與人相更答、故因其始有知而名之。故『禮服傳』曰、子生三月、則父名之于祖廟」参照。なお、ここで引く『禮服傳』の末三字以下は今本『儀礼』喪服伝 31-14a には見えていない。

【現代語訳】

○正義に曰く、按ずるに（『礼記』）内則に、「国君の世子が生れたならば、（すぐに）国君に（世子が生まれたことを）告げる。」（生まれて）三日目に、占つて士を選んでこの子を抱かせる」と言う。ここでもまた（世子が）生れたので（直ちに亡）君に告げ、三日目に世子を抱くのだ。ただ（通常の場合、生まれたのを）告げる時は単に抱き上げるだけで、世子が国君に見えることはしない。（生まれて）三か月目に名前を付ける時に至って、始めて国君に見えるの

だ。今はすでに（国君の）喪礼に在るから（礼を）簡略にして、子を抱く時に（国君の殯に）見えるのだ。ここで束帛を用いていないのは、最初に生まれたのを告げた時にすでに用いているからである。今は（喪礼にあつて）すでに礼を簡略にしているから、（束帛を）を用いないのだ。「初めは生るるを告ぐる時なり」と言うのは、經文に「初めの如し」と言うが、この「初め」が朝夕の哭位の時のことであると誤解されるのを恐れて、この「初め」が生まれたのを告げた時であるとしたのだ。（これが）必ず生れたのを告げる時であると分かるのは、生れたのを告げた時、（卿大夫等は）西階の南で北面し、ここでもまた「北面す」と言っているから、（ここで「初め」と言われるのが）生れたのを告げる時であると分かるのだ。

【經】（三葉裏六行）

大宰・大宗・大祝皆裨冕、少師奉子以衰。祝先、子従。宰宗人従入門、哭者止。

【書き下し文】

大宰・大宗・大祝皆な裨冕し、少師、子を奉るに衰を以てす。祝先んじ、子従ふ。宰宗人従ひて門に入り、哭する者止む。

【現代語訳】

大宰・大宗・大祝はみな（祭服の）裨冕を身に付け、少師は、（喪服の）衰服を身に付けて子を奉る。祝が先行し、子がそれに従う。宰人・宗人も（子に）従つて門に入り、哭する者は（哭を）止める。

【注】（三葉裏七行）

宰宗人、詔贊君事者。

【書き下し文】

「宰宗人」は、君事を詔贊する者なり①。

①疏では「爲詔告贊君事」とパラフレーズするが、「詔贊」二字で「たすく」の意味であろう。

【現代語訳】

「宰（人・）宗人」は、君事を詔贊する（たすける）者である。

【疏】（四葉表九行）

○大宰は教令之官、大宗は主宗廟之官。初不裨冕、今得裨冕者、以爲奉子接神、故服祭服。此大宰・大宗等、亦従子升堂、故下文云祝宰宗人降東反位、既言降、明其時當在堂。此經不云升堂者、文不具耳。○少師奉子以衰者、少師主養子之官、又奉子、故與子皆著衰也。皇氏及王肅云、謂以衰衣而奉之。崔氏云、諸侯五日而殯、殯而成服。此三日而衰者、喪已在殯、異於未殯也。

【書き下し文】

○大宰は是れ教令の官①、大宗は是れ宗廟を主るの官なり②。初め裨冕せず、今得て裨冕するは、子を奉り神に接するが爲めを以て、故に祭服を服するなり。此の大宰・大宗等も、亦た子に従ひて堂に升る、故に下文^きに「祝宰宗人、降りて東し位に反る」と云ふ。既に降ると言はば、明らけし其の時、当に堂に在るべきこと。此の經「堂に升る」と云はざるは、文具はらざるのみ。○「少師子を奉る

に衰を以てす」とは、少師は子を養ふを主るの官③、又た子を奉る、故に子と皆な衰を著くるなり。皇氏及び王肅云ふ、「衰衣を以て之を奉るを謂ふ」と。崔氏云ふ、「諸侯五日にして殯す、殯して服を成す④。此れ三日にして衰すとは、喪して已に殯に在り、未だ殯せざるに異なるなり」と。

①「大宰」を「教令之官」とするのは他書に見えないようである。この経文のように「大宰、大宗、大祝」を並列するものに、『礼記』曲礼下 423b「天子建天官、先六大曰、大宰、大宗、大史、大祝、大士、大卜、典司六典」があるが、鄭注 236s は「典、法也。此蓋殷時制也。周則大宰爲天官、大宗曰宗伯、宗伯爲春官、大史以下屬焉。大士以神仕者」と、これを殷制とし、「大宰」「大宗」をそれぞれ『周礼』の「天官冢宰」、「春官宗伯」に当てている。「大（太）宰」は『春秋左氏伝』に頻出するが、いずれも「教令之官」のようには見えない。他に「大（太）祝、大（太）宰」を並列するものとしては、『漢書』百官公卿表「奉常、秦官、掌宗廟禮儀、有丞。景帝中六年更名太常。屬官有太樂、太祝、太宰、太史、太卜、太醫六令丞」があり、『史記』封禪書（『漢書』郊祀志）では、高祖が五時を立てた時のこととして、「悉召故秦祝官、復置太祝、太宰、如其故儀禮」と見えていて、これらの「太宰」の方がここでの「大宰」に近いように思われる。

②役職としての「大宗」もこの篇を除けば『礼記』では他に祭統 495aに「君致齊於外、夫人致齊於内。然後會於大廟、君純冕立於阼、夫人副禕立於東房。君執圭瓊裸尸、大宗執璋瓊

亞裸」と見えるのと、「人」を付けた形で、雜記上 4013aに「大夫之喪、大宗人相、小宗人命龜、卜人作龜」と見えるに過ぎない。前者の疏 6a7でも「大宗、主宗廟禮者」とされている。ただ、「宗人」であれば『儀礼』に頻出し、士冠礼注 1-10a2では「宗人、有司主禮者」と注されている。『礼記』でも雜記下 4313aの『大戴礼記』諸侯鬯廟との重複文で「成廟則鬯之、其禮祝、宗人、宰夫、雍人皆爵弁純衣」等と見えており、文王世子注 2017b1では「宗人、掌禮及宗廟也」と注されている。

他、『大戴礼記』でも諸侯遷廟に「祝、宗人及從者皆齊」等と見えている。他に「祝」と「宗人」が並列される例としては『墨子』迎敵祠「祝、史、宗人告社、覆之以甑」、『莊子』達生「祝宗人玄端以臨牢筴」がある。また、「大（太）宗」が「大（太）祝」と並列される例として、『韓詩外伝』卷十第四章「傳曰、言爲王之不易也。大命之至、其太宗、太史、太祝斯素服執策、北面而弔乎天子曰、大命既至矣、如之何憂之長也」があり、許維通『集釈』引く郝懿行はこれを天子即位の礼に関するものと解している。

③「少師」は『儀礼』大射 177b、9b、10bに「大師」と対になって見えているがともに楽工であり、『論語』微子 187a「少師陽・擊磬襄入於海」をはじめとして、「少師」は楽官を指すことが多い。ここでは『大戴礼記』保傅「昔者周成王幼、在襁褓之中、召公爲太保、周公爲太傅、太公爲太師。保、保其身體、傅、傳其德義、師、導之教順、此三公之職也。於是爲置三少、皆上大夫也。曰少保、少傅、少師、是與太子宴者也。」

（『新書』保傳、『漢書』賈誼伝ほぼ同じ）と同様、太子の教育係とする（また『尚書』微子 10-14a9「微子若曰、父師少師、15b6「曰、父師少師」参照。偽古文尚書の周官 18-3b では「少師」「少傅」「少保」を「三孤」と呼び、『漢書』百官公卿表では、これを「孤卿」と呼んでいる）。『春秋左氏伝』にも「少師」の語が散見するが、昭公十九年 48-21b「使伍奢爲之師、費無極爲少師」の例を除いては教官に見えない。

④諸侯の殯の期日については、『礼記』王制 12-10b「天子七日而殯、七月而葬。諸侯五日而殯、五月而葬。大夫士庶人三日而殯、三月而葬」参照。殯後に喪服を着けることについては、『儀礼』士喪礼 37-11a「三日成服、杖。」注 11b1「既殯之明日、全三日、始歎粥矣」参照。

〔現代語訳〕

○「大宰」は教令の官であり、「大宗」は宗廟を主る官である。（大宰、太宗が）初め（子が生まれたのを告げる時には）裨冕を身に着けず、今ここで（祭服の）裨冕を身に着けることができるのは、子を奉り（亡君の）神に接するので、祭服を身に着けるのだ。ここでの大宰、太宗等も、また子に従って堂に升るのだ。だから下文に「祝、宰、宗人は、（堂から）降って東に向かって（朝夕の哭）位にもどる」と言われているのだ。（この下文で）既に「降る」と言っているのであるから、その時に（先立って）、堂にいるというのは明らかだ。この経文で「堂に升る」と言っていないのは、文が完備していないに過ぎない。○「少師子を奉るに衰を以てす」とは、

「少師」は子の養育を主る官であり、（ここでは）また子を（亡君に）奉っている。だから子とともに（喪服の）衰衣を着けるのだ。皇侃と王肅も、「（少師が）衰衣を着けて子を奉ることを言うのだ」と言っている。崔靈恩（『三礼義宗』）は、「諸侯の場合は（没後の）五日目に殯を行い、殯を行ってから（喪）服を身に着ける。ここで（子が生まれて）三日目に衰衣を着けると言うのは、（子が生まれるに先立ってすでに亡君の）喪に服して（ここでは）すでに殯が行われているのであって、まだ殯が行われていない場合とは異なるのである」と言っている。

【疏・つづき】（四葉裏二行）

○祝先子従者、祝主接神、故先進也。少師奉子、次従祝也。○宰宗人従者、大宰太宗爲詔告贊君事、故次従在後也。○入門哭者止者、入門是入殯宮門也。衆主人及諸臣、並已先列位而哭、今祝宰宗三人將子入門見、故命門内在位者止哭也。前告是初生日哀甚、故祝升階、乃命止哭。今三日哀已微殺、故子入門而哭則止也。

〔書き下し文〕

○「祝先んじ子従ふ」とは、祝は神に接するを主る①、故に先ず進むなり。少師は子を奉る、次して祝に従ふなり。○「宰宗の人従ふ」とは、大宰太宗は詔告して君事を贊くるを為す、故に次して従ひて後に在るなり。○「門に入りて哭する者止む」とは、門に入るは是れ殯宮の門に入るなり。衆主人及び諸臣、並びに已に先ず位に列して哭し、今祝宰宗三人子を將いて門を入りて見ゆ、故に門内の位に

在る者に命じて哭を止めしむるなり。前に告ぐるは是れ初めて生るの日、哀甚し、故に祝階に升りて、乃ち命じて哭を止めしむ。今三日哀已に微（や）や殺ぐ、故に子門に入りて哭は則ち止むなり。

①下文の 18:20b 「禘祭於祖、則祝迎四廟之主」の注 20b7 でも「祝、接神者也」と言われている。

【現代語訳】

○「祝先んじ子従ふ」とは、祝は神に接するのを主るから、（子より）先に進むのである。少師は子を（亡君に）奉るから、次に祝に従うのである。○「宰宗の人従ふ」とは、大宰と大宗は（諸事を）告げて君事を助けることを行うから、（少師の）次に従って（少師の）後にいるのだ。○「門に入りて哭する者止む」とは、門に入るというのは殯宮の門に入るとのことだ。衆主人と諸臣は、ともにすでに先に（殯宮内の）位に列して哭しており、今、祝、宰、宗の三人が子を引き連れて（殯宮の）門を入れて（亡君に）見えるから、門内の位に在る者に命じて哭するのを止めさせたのだ。前に（生まれたのを）告げたのは初めて（子が）生まれた日であって、（亡君に対する）哀しみが甚しいから、祝は階に升って、そこで命じて哭するのを止めさせた。今は（生まれて）三日目ですでに哀しみがやや減じているので、子が門に入ったところで、哭するのを止めるのだ。

【疏（注に対する）】（四葉裏五行）

○①正義曰、上云大宰大宗、此直云宰宗人者、皇氏云、宰則大宰、

宗人則大宗也。此祝先子従者、同吉祭之禮、故特牲少牢、皆祝前主人後。若凶祭、則主人前、祝在主人後、士虞禮是也。今此亦凶祭、而祝在先者、以其告神故也。

①この部分に付けられた標起止は「注宰宗至事者」。注に対する疏の文らしく見えないが、八行本でもこの注に対する疏とされている。

【書き下し文】

○正義に曰く、上に大宰大宗と云ひ、此に直に宰宗人と云ふは、皇氏云ふ、「宰は則ち大宰、宗人は則ち大宗なり①。此れ祝先んじ子従ふは、吉祭の礼に同じ。故に特牲少牢、皆な祝前にして主人後②③。凶祭の若きは、則ち主人前にして、祝は主人の後に在り。士虞礼是れなり④。今此れも亦た凶祭なるに、祝の先に在るは、其の神に告ぐるを以ての故なり」と。

①『玉函山房輯佚書』は末尾の「以其告神故也」までを『礼記皇氏義疏』とし、ここでもこれに従う。ただし、以下の部分は「大宰大宗」を「宰宗人」と言い換えた理由を説明したものでない。

②『儀礼』特牲饋食礼 45:1a 「主人及祝升。祝先入、主人従。西面于戸内。（注 123 祝先入、接神宜在前也。）」特牲饋食礼が「吉祭」であることについては、特牲饋食礼の『鄭目録』「而於五禮屬吉禮」（『儀礼』疏 44:1a4）参照。

③『儀礼』少牢饋食礼 48:1a 「卒脧。祝盥于洗、升自西階。主人盥、升自阼階。祝先入南面。主人従、戸内西面。」少牢饋食

礼が「吉祭」であることについては、少牢饋食礼の『鄭目錄』

「少牢於五禮屬吉禮」(『儀礼』疏46-14a) 参照。

④『儀礼』土虞礼42.5a「宗人告有司具、遂請。(主人)拜賓如臨、入門哭。婦人哭。主人即位于堂。衆主人及兄弟賓即位

于西方、如反哭位。祝入門左、北面。宗人西階前北面。祝盥、

升取苴降、洗之升、入設于几東席上東縮。降洗觶升。止哭。

主人倚杖入。祝從、在左西面。」土虞礼が「凶祭」であること

については、土虞礼の『鄭目錄』於五禮屬凶(『儀礼』疏42.1a)

参照。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、上文では「大宰大宗」と言い、ここでは単に「宰宗人」と言うことについて、皇侃は、「宰は大宰で、宗人は大宗のこと。ここで祝が先で子が従っているのは、吉祭の礼と同じである。だから(吉祭である)特性礼、少牢礼では、いずれも祝が前で主人が後になっている。凶祭の場合は、主人が前で、祝は主人の後にいることになる。土虞礼がそれである。今、ここもまた凶祭であるのに、祝が(主人である子の)先にいるのは、(亡君の)神に告げるため(に神に接することを主とする祝を先にするの)である」と言っている。

【經】(三葉裏八行)

子升自西階、殯前北面。祝立于殯東南隅。祝聲三、曰、某之子某、從執事敢見。子拜稽顙哭。

〔書き下し文〕

子升るに西階自りし、殯前に北面す。祝殯の東南隅に立つ。祝声三、曰く、「某の子某、執事に従ひて敢て見えしむ」と。子、拝し稽顙して哭す。

〔現代語訳〕

子は西階から(堂に)升り、(亡君の)殯前(すなわち殯の東)で北面する。(祝以下も子に従って堂に升り)祝は殯の東南隅に立つ。祝は三たび(「ああ」と)声をあげ、「(夫人)某の(生んだ)子の某が、執事に従って敢てお目見え致します」と言う。子(を奉る少師)が、拝して稽顙して(額づき伏して)哭を行う。

【注】(三葉裏十行)

奉子者拜哭。

〔書き下し文〕

子を奉る者拝し哭す。

〔現代語訳〕

(子自身ではなく)子を奉る者(＝少師)が拝して哭をするのだ。

【疏】(四葉裏七行)

○子升自西階者、謂世子不忍從先君之階升、故由西階升。於時大宰大宗及祝亦升、不言從者、以子爲主、故畧而不言也。殯前北面者、殯以東爲前、謂當殯之東稍南北面也。○祝立於殯東南隅者、祝在子之西而北面、當殯之東南、故云殯東南隅也。其宰及宗人、皇氏云、

以次立於子之東皆①北面、若其須詔相之時、或就子前而西面也。○祝警三者、亦謂警神也。前告生哀甚、故盡階不升堂。此見子須近殯、故進立於殯東南隅。既警神之後、祝乃告曰、夫人某氏之子某、從執事宰宗人等敢見。告訖、奉子之人、拜而稽顙乃哭。不踊者、未即位故也。皇氏云、於時未立子名、不得云某氏之子某從執事、下有某字者、誤也。今按定本及諸本、皆有某字。子升堂之時、大宰即位、立名告殯云、某之子某。

①底本は「階」に誤る。八行本に従い「皆」に改める。

【書き下し文】

○「子升るに西階自りす」とは、謂ふところは世子、先君の階従り升るに忍びず、故に西階由り升る。時に於て大宰大宗及び祝も亦た升るに、「従ふ」と言はざるは、子を以て主と為す、故に略して言はざるなり。「殯前に北面す」とは、殯は東を以て前と為す、殯の東稍や南に当たりて北面するを謂ふなり。○「祝、殯の東南隅に立つ」とは、祝は子の西に在りて北面し、殯の東南に当たたる、故に「殯の東南隅」と云ふ。其の宰及び宗人は、皇氏云ふ、「次を以て子の東に立ち皆な北面す、若し其れ須らく詔相①すべきの時なれば、或は子の前に就きて西面するなり」と。○「祝声三たびす」とは、亦た神に警するを謂ふ。前に生るるを告ぐるは哀甚し、故に階を尽くして堂に升らず。此れ子を見せれば須らく殯に近づくべし、故に進みて殯の東南隅に立つ。既に神に警するの後、祝乃ち告げて曰く、「夫人某氏の子某、執事の宰宗人等に従ひて敢へて見ゆ」と。告ぐること訖り、子を奉るの人、拜し稽顙して乃ち哭す。踊せざるは、

未だ位に即かざるが故なり。皇氏云ふ、「時に於て未だ子名を立てざれば②、「某氏の子某、執事に従ふ」と云ふを得ず、下に「某」字有るは、誤りなり」と。今按ずるに定本③及び諸本、皆な「某」字有り。子堂に升るの時、大宰位に即き、名を立てて殯に告げて云ふ、「某の子某」と④。

①「詔相」は『周礼』に頻出するが、他経には見えない表現である。

②皇侃は下文43の「以名徧告」に至つて命名がなされると考えている。

③「定本」については、野間文史『五経正義の研究—その成立と展開』（研文出版、一九九八年）第一章「五経正義所引定本考」参照。

④この一文の記述が何に基づくかは不明。これに従えば経文の「曰」の主語は「大宰」となるうが、疏の前文で「祝乃ち告げて曰く」と言うのと一致しない。

【現代語訳】

○「子升るに西階自りす」とは、世子は、先君の階（である阼階）から升るのに忍びないから、西階から升るということだ。この時に、大宰、大宗及び祝もまた（子に従つて）升るのに、（経文で）「従ふ」と言わないのは、子を主とし（て記述し）たので、略して言わなかったのだ。「殯前に北面す」とは、（西階の上に安置された）殯については東側を前とするから、（これは）殯の東のやや南のところで北面することを言うのだ。○「祝、殯の東南隅に立つ」とは、

祝は子の西で北面するので、殯の東南に位置する。だから「殯の東南隅」と言うのだ。宰と宗人については、皇侃は、「(宰、宗人の) 順番に子の東に立つて皆な北面する。(子を) 助けて礼を行うべき時には、あるいは子の前(すなわち子の西)に就いて西面するのだ」と言っている。○「祝声三たびす」とは、(生まれたのを告げた時と同じく) また神の注意を引くことを言う。前に生れたのを告げた時は哀しみが甚しかったから、階を(登り) 尽くすが堂には升らなかった。ここでは(亡君に) 子を会わせるのであるから(亡君の) 殯に近づかなければならない。そこで(堂に升って、さらに) 進んで殯の東南隅に立つのだ。すでに神の注意を引いて後、祝がそこで告げて言う、「夫人某氏の子の某が、執事の宰宗人等に從つて敢えてお目見え致します」と。告げることが終われば、子を奉る人(少師) は、拝して稽顙して(額つき伏して)、それから哭をする。(ここで) 踊をしないのは、まだ(東階の哭) 位に即いていないからである。皇侃は、「この時にはまだ子の名を立てていないので、「某氏の子某、執事に從ふ」と言うことはできない。(だから「子」の) 下に「某」字が有るのは、誤りである」と言っている。今按ずるに定本及び諸本では、皆な「某」字が有る。(つまりは) 子が堂に升る時、大宰が位に即いて、(子の) 名を立てて殯に告げて、「某の子某」と言うのだ。

【經】(四葉表一行)

祝宰宗人衆主人卿大夫士哭踊、三者三。降東反位、皆袒。子踊、房中亦踊。三者三。襲衰杖。

「書き下し文」

祝宰宗人衆主人卿大夫士哭し踊し、三たびすること三たびす。降りて東して位に反り、皆な袒す。子踊し、房中も亦た踊す。三たびすること三たびす。衰を襲して杖つく。

「現代語訳」

祝・宰・宗人・衆主人・卿・大夫・士も哭を行い踊を行い、三回(踊すること) を三回繰り返す。(堂上の人は) 降り、(一同みな) 東に向かつて(朝夕の哭) 位にもどり、みな袒(左袖を脱ぐこと) をする。子が踊を行い、房中もまた踊を行い。(一同みな踊を行い)、三回(踊すること) を三回繰り返す。(脱いだ) 衰服(の左袖) を襲して(もとにもどして)、杖つく。

【注】(四葉表三行)

踊襲衰杖、成子禮也。

「書き下し文」

踊し、衰を襲して、杖つくは、子礼を成すなり。

「現代語訳」

踊を行い、(脱いだ) 衰服(の左袖) を襲して(もとにもどして)、杖つくのは、子としての礼を成し遂げるのだ。

【疏】(五葉表三行)

○祝宰宗人卿大夫士哭踊三者三、此等以子稽顙哭、故亦祝宰宗人在堂上北面①哭、衆主人卿大夫士俱在西階下北面、哭爲踊。每踊三度

爲一節、如此者三、故云三者三。○降東反位者、堂上皆降反東、在下者皆東反朝夕哭位。降者、謂降自西階也。皆祖者、以初堂上堂下之哭、非正位、故不祖。今反朝夕哭位、故皆祖。○子踊房中亦踊者、以上文、子不踊、房中亦不踊。至此乃踊、故云子踊房中亦踊。明祝宰宗人衆主人及卿大夫士、反位亦皆踊也。當子踊之時、亦祖也。故下注云、踊襲衰杖、成子禮也。既云襲、明初時祖也。皇氏云、子踊不祖。若然、子初不祖、何得後有襲乎。皇氏說非也。

①底本は「皆曰」に誤る。八行本等により「北面」に改める。

〔書き下し文〕

○「祝宰宗人卿大夫士哭踊す、三たびすること三たびす」とは、此れ等、子の稽顙して哭するを以て、故に亦た祝宰宗人も堂上に在りて北面して哭し、衆主人卿大夫士は、俱に西階の下に在りて北面し、哭して踊を爲す。踊すること三度毎に一節と爲し、此くの如き者三たびす、故に「三たびすること三たびす」と云ふ。○「降りて東して位に反る」とは、堂上皆な降りて東に反り、下に在る者皆な東して朝夕の哭位に反る。降るとは、降るに西階自りするを謂ふなり①。「皆な祖す」とは、初め堂上堂下の哭、正位に非ざるを以て、故に祖せず。今、朝夕の哭位に反る、故に皆な祖す②。○「子踊し、房中も亦た踊す」とは、上文²⁵子踊せざれば、房中も亦た踊せず、此に至りて乃ち踊するを以て、故に「子踊して、房中も亦た踊す」と云ふ。明らけし祝宰宗人衆主人及び卿大夫士の位に反るも亦た皆な踊すること。子踊するの時に当たりて、亦た祖するなり。故に下注に云ふ、「踊し、衰を襲して、杖つくは、子礼を成すなり」と。

既に「襲」と云はば、明らけし初時に祖すること。皇氏云ふ、「子踊するも祖せず」と。若し然らば、子初めより祖せず、何ぞ得て後に襲すること有るか。皇氏の說非なり。

①ここで西階より降るとするのは、『儀礼』土喪礼 37-13b「祝闔戸、先降自西階」に拠るか。

②『儀礼』土喪礼では朝夕の哭において「祖」するか否かは明らかにされていない。

〔現代語訳〕

○「祝宰宗人卿大夫士哭踊す、三たびすること三たびす」とは、祝以下は、子が稽顙して哭を行うので、祝・宰・宗人もまた堂上で北面して哭を行い、衆主人・卿・大夫・士も、ともに西階の下で北面して、哭を行い踊を行うのだ。三回踊することに一節となし、この一節を三たび繰り返す。だから「三たびすること三たびす」と言うのだ。○「降りて東して位に反る」とは、堂上（にいた者は）みな降りて東（の朝夕の哭位）にもどり、（堂）下にいた者もみな東に向って朝夕の哭位にもどる（ということだ）。（ここで）「降る」とは、西階から降ることを言う。「皆な祖す」とは、初めに堂上堂下で行った哭は、本来の位（で行ったもの）ではないので、祖（左袖を脱ぐこと）はしなかった。今は、（本来の）朝夕の哭位にもどっているから、みな祖をするのだ。○「子踊し、房中も亦た踊す」とは、上文²⁵では子が踊を行っていないので、房中（婦人たち）もまた踊を行っていない。ここに至ってようやく（子と婦人たちが）踊するので、「子踊し、房中も亦た踊す」と言うのだ。（経文には

記されていないが）祝・宰・宗人・衆主人及び卿・大夫・士で（朝夕の哭）位にもどつた者たちもまたみな踊を行うというのは明らかだ。子が踊を行う時に、（彼らも）また祖をするのだ。だから下注に「踊し、衰を襲して、杖つくは、子礼を成すなり」と言われている。（この注で）すでに「襲（祖して脱いだ袖をもとにもどして襲（かさ）ね着すること）」と言っているのであれば、（それに先立って）初めの時に祖をしていることは明らかだ。皇侃は、「子は踊を行うが祖はしない」と言っている。もしそうであるならば、子は初めから祖をしないことになるが、（ならば）どうして後に襲をすることができようか。皇氏の説は誤りである。

【経】（四葉表三行）

奠出。

【書き下し文】

奠出す。

【現代語訳】

（朝の）奠（供え物）が下げられる。

【注】（四葉表三行）

亦謂朝奠。

【書き下し文】

亦た朝奠を謂ふ。

【現代語訳】

（この「奠」も）また朝奠について言うのだ。

【疏（注に対する）】（五葉表八行）

○正義曰、恐は見子、故爲奠祭、故云亦謂朝奠。以告生之時遂朝奠、故云亦謂朝奠。知非特奠者、在殯無特告奠之法故也。

【書き下し文】

○正義に曰く、是れ子を見る、故に奠祭を爲すかと恐る、故に「亦た朝奠を謂ふ」と云ふ。生まるるを告ぐるの時「遂に朝奠する」（14）を以て、故に「亦た朝奠を謂ふ」と云ふ。特に奠するに非ざるを知れるは、殯に在りて特に告げて奠するの法無きが故なり。

【現代語訳】

○正義に曰く、これは子を（亡君に）会わせる礼であるが故に奠祭（供え物をして神を祭ること）をすると誤解されるのを恐れて、それで「亦た朝奠を謂ふ」と言つ（てこれが朝奠であることを明らかにし）たのだ。（先に）生まれたのを告げた時にも「遂に朝奠す」とあつたので、「亦」字を付けて、「亦た朝奠を謂ふ」と言つたのだ。（子を会わせるに際して）特に奠したわけではないと分かるのは、殯に対しては、特に告げて奠するというきまりが無いからである。

【経】（四葉表三行）

大宰命祝史、以名徧告于五祀山川。

【書き下し文】

大宰、祝史に命じて、名を以て徧く五祀①山川に告げしむ。

①池田末利「五祀考」（『中国古代宗教史研究』東海大学出版会、一九八一年、所収、もと『東方宗教』第一七号、一九六一年）は三札中の「五祀」を「地示（祇）の五祀」と「宮中の五祀」とに二分し、曾子問の「五祀」を前者に当てている。

〔現代語訳〕

大宰、祝史に命じて、（子の）名をあまねく五祀山川に告げさせる。

【注】（四葉表四行）

因負子名之。喪、於禮畧也。

〔書き下し文〕

子を負ふに因りて之に名づく。喪、礼に於て略なり。

〔現代語訳〕

子を抱い（て亡君に合わせ）たのに因って子に名付けたのだ。（通常、生後三か月目に名付けるのに、三日目にしてすでに名付けるのは）喪の礼は簡略を旨とするからである。

【疏（注に対する）】（五葉表九行）

○正義曰、按内則及左傳桓六年、皆三月乃名之。今此因負子三日即名之。以喪事促遽、於禮簡畧、不暇待三月也。上見殯之時、既以名告、故云某之子某。鄭於此乃解名者、以經有明文、而遂解之。非謂告山川之時、始作名也。若依皇氏、以見殯後乃作名、故鄭於此解之。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、按ずるに内則及び『左伝』桓六年、皆な三月にして乃ち之に名づく①。今此れ子を負ふに因りて三日にして即ち之に名づく。喪事は促遽なるを以て、礼に於て簡略にして、三月を待つに暇あらず。上の殯に見ゆるの時、既に名を以て告ぐ、故に「某の子某」と云ふ。鄭此に於て乃ち名を解するは、經に「名」の文有るを以て、遂に之を解す。山川に告ぐるの時、始めて名を作すを謂ふに非ず。若し皇氏に依らば②、殯に見えて後乃ち名を作すを以て、故に鄭此於て之を解す。

①『春秋左氏伝』桓公六年伝 6:24 「九月丁卯、子同生、以大子生之禮舉之、接以大牢、卜士負之、士妻食之。公與文姜宗婦命之。」（注 22410 世子生三月、君夫人沐浴於外寢、立於阼階西鄉、世婦抱子、升自西階、君命之乃降、蓋同宗之婦。）公問名於申繻、…この伝文には生まれて三か月目に名を付けることは特に記されていない。『礼記』内則については上注参照。

②皇侃の解釈は 5:23 に見えている。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、按ずるに（『礼記』）内則及び『春秋左氏伝』桓公六年では、いずれも（子が生まれて）三か月経ってからようやく名を付けるとしている。今ここでは子を抱い（て亡君に合わせ）たのに因って、（生後）三日目にして名を付けたのだ。喪の事は速やかに行わなければならないので、その礼は簡略を旨としており、（ここで子に名を付けるにしても）三か月を待っただけの余裕がないのだ。

上で（子が亡君の）殯に見える時に、既に名を（亡君に）告げていて、それ故（その場で）「某の子某」と言っている。（そこですでに命名がなされているのに）鄭玄がこの部分に至ってようやく名について解釈を下しているのは、経文に「名」とあるので、そのままこれを解釈したのだ。山川に告げる時に、始めて名を付けるといふわけではないのだ。かりに皇侃の解釈に依るならば、殯に見えた後によろやく（子に）名を付けるので、鄭玄はここで解釈を下したことになる（が、それは誤りである）。

（付記）本研究は科学研究費助成事業（基盤研究（C）課題番号17K02206）による成果の一部である。